◎合衆国軍隊等防護事態に対処するための自衛隊法等の 部を改正する法律案新旧 対照表

○自衛隊法 (昭和二十九年法律第百六十五号) 抄 (第一条関係

改 正 案 現 行

(傍線部分は改正部分)

虜収容所 武力攻撃事態及び合衆国軍

第二十九条の二

捕虜収容所においては、

捕

隊等防護事態に .第百十七号) の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大 おける捕虜等の取扱いに関する法律 (平成十六年法

2 • 3 [略]

臣

の定める事務を行う。

防 衛出動)

第七十六条 する法律 (平成十五年法律第七十九号) 第九条の定めるところによ 出 衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関 動を命ずることができる。この場合においては、 国会の承認を得なければならない。 内閣総理大臣は、 次に掲げる事態に際して、 武力攻撃事 我が国を防 態等 部の

国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が いると認められるに至つた事態 (次号に掲げるものを除く。 迫し

条約に基づき我が国周辺の地域において我が国の防衛のため

(捕虜収容所

第二十九条の二 捕虜収容所においては、武力攻撃事態及び存立危機

七号)の規定による捕虜等の抑留及び送還のほか、防衛大臣の定め 事態における捕虜等の取扱い に関する法律 (平成十六年法律第百十

る事務を行う。

2 3 略

(防衛出 動

第七十六条 定めるところにより、 の安全の確保に関する法律 (平成十五年法律第七十九号) 及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民 出 衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は .動を命ずることができる。 この場合においては、 内閣総理大臣は、 国会の承認を得なければならない。 次に掲げる事態に際して、我が国を防 武力攻擊事態等 第九条の 部

国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切 ていると認められるに至つた事態 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我 迫

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し

武力攻撃が発生する明白な危険があると認められるに至つた事 する武力攻撃が発生し に活動しているアメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊に対 これにより 我が国に 対する外部からの

求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

れにより我が国の存立が脅かされ

国民の生命

自 由

及び幸福追

態

2 略

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 当該展開予定地域内において陣地その他の防御のための施設 閣 と認める地域(以下「展開予定地域」という。)があるときは、 定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合におい ことが見込まれ、かつ、 「防御施設」という。)を構築する措置を命ずることができる。 総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、 同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させる 防衛大臣は、 防備をあらかじめ強化しておく必要がある 事態が緊迫し、第七十六条第一項 自衛隊の部隊等に (以下 の規 内 第七十七条の二

地域

臣の承認を得た上、

その範囲を定めて、

自衛隊の部隊等に当該

「防御 展

施

内閣総理大

2

略

(防衛施設構築の措置)

号に係る部分に限る。

以下この条において同じ。)の規定による

 \hat{O}

防衛大臣は、

事態が緊迫し、

第七十六条第一項

〈防衛出動下令前の行動関連措置

設」という。)を構築する措置を命ずることができる。 予定地域内において陣地その他の防御のための施設(以下

第 七十七条の三 に関する法律(平成十六年法律第百十三号)の定めるところにより、 けるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置 が予測される場合において、武力攻撃事態等及び存立危機事態にお し、第七十六条第一 防衛大臣又はその委任を受けた者は、 項の規定による防衛出動命令が発せられること 事態が緊迫 (防衛出動下令前の行動関連措置

第 が予測される場合において、 七十七条の三 六年法律第百十三号)の定めるところにより、 の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令が発せられること 防衛大臣又はその委任を受けた者は、事態が緊迫 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆 行動関連措置として

込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める 規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見 防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項

(以下「展開予定地域」という。)があるときは、

の物品の提供を実施することができる。

関連措置としての役務の提供を行わせることができる。関する法律の定めるところにより、防衛省の機関及び部隊等に行動けるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に2 防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等にお

国民保護等派遣

はできる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。 とができる。

2 (略)

(海上保安庁の統制)

又は一部を防衛大臣の統制下に入れることができる。合において、特別の必要があると認めるときは、海上保安庁の全部の規定による自衛隊の全部又は一部に対する出動命令があつた場第八十条内閣総理大臣は、第七十六条第一項又は第七十八条第一項

行動関連措置としての物品の提供を実施することができる。

2

ができる。関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせること関及び部隊等に行動関連措置としての役務の提供を行わせること国が実施する措置に関する法律の定めるところにより、防衛省の機存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が防衛大臣は、前項に規定する場合において、武力攻撃事態等及び

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 防衛大臣は、都道府県知事から武力攻撃事態等におる。

2 (略)

(海上保安庁の統制)

2·3 〔略

(防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限)

公共の秩序を維持するため行動することができる。

隊は、第八十八条の規定により武力を行使するほか、必要に応じ、第九十二条 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた自衛

2

項 場合において、 定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定によ 法第十六条、 項 海 あ 行について、 自 ょ 「この項において準用する警察官職 上. て準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、 九十条第 中「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるの るのは「防衛大臣の指定する者」と、 公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この 衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務の執 項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上 り公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、 の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定に 警察官職 保安官補の職務」とあるのは 務執行法及び第九十条第一 第十七条第一項及び第十八条の規定は、 項」 同法第二十条第二項の規定は、 警察官職務執行法第四条第二項中 と 「第十七条第一項」とあるのは「この項にお 「第七十六条第 務執行法第七条及びこの法律 項の規定は、 海上保安庁法第二十条第二 第七十六条第 「海上保安官又は 「公安委員会」と 第七十六条第一 項の規定により 第七十六条第 海上保安庁 項の規 は \mathcal{O} 2

2 · 3 〔略〕

、防衛出動時の公共の秩序の維持のための権限

第 九十二条 条にお を維持するため行動することができる。 十八条の規定により武力を行使するほか、 いて同じ。 第七十六条第一 の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、 項 第一 号に係る部分に限る。 必要に応じ、 公共の 以下この 秩 第八

海 11 第九十条第一項」 項 あるのは 場合にお り公共の秩序の維持のため行う職務の執行について準用する。この 定により出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官が前項の規定に 行について、 自 法第十六条、 より公共の秩序の維持のため行う職務の執行について、海上保安庁 項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が前項の規定に 一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以 「この項におい 警察官職務執行法及び第九十条第一項の規定は、第七十六条第 中 上保安官補の 衛官が前項の規定により公共の秩序の維持のため行う職務 て準用する海上保安庁法第十七条第一項」と、 「前項において準用する警察官職務執行法第七条」とあるの いて、 「防衛大臣の指定する者」と、 同法第二十条第二項の規定は、 第十七条第一 警察官職務執行法第四条第二項中 職務」 と て準用する警察官職務執行法第七条及びこの 」とあるのは 「第十七条第一項」とあるのは 項及び第十八条の規定は、第七十六条第 「第七十六条第 海上保安庁法第二十条第1 第七十六条第 「海上保安官又 「公安委員会」と 項 「この項 (第 項の 法 の £ 規 執

るものとする。職務」と、「海上保安庁長官」とあるのは「防衛大臣」と読み替え出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のため行う

3·4 [略]

(防衛出動時の緊急通行

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民のため行う職務に従事する者

のは「防衛大臣」と読み替えるものとする。公共の秩序の維持のため行う職務」と、「海上保安庁長官」とあるる部分に限る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が

3 • 4 〔略〕

、防衛出動時の緊急通行

第九十二条の二 を補償するものとする。 \mathcal{O} る。この場合において、当該通行のために損害を受けた者から損失 又は公共の用に供しない空地若しくは水面を通行することができ 所をう回するため必要があるときは、一般交通の用に供しない に係る地域内を緊急に移動する場合において、通行に支障があ 規定により出動を命ぜられた自衛隊の自衛官は、当該自衛隊の 補償の要求があるときは、 第七十六条第一 政令で定めるところにより、 項(第一号に係る部分に限る。 その 損失 る場場 通 行 路 動

第九十四条の二 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国 五条に規定する交通の規制等に関する措置をとることができる。 る措置、同法第四章第二節に規定する応急措置等及び同法第百五 ところにより、同法第二章第三節に規定する避難住民の誘導に関 \mathcal{O} 保護のための措置に関する法律及びこれに基づく命令の 規定により公共の秩序の維持のため行う職務に従事する者 出 第七十六条第 動を命ぜられた自衛隊の自衛官のうち、 <u>-</u> 項 (第 号に係る部分に限る。)の規定により 第九十二条第一 定め 項 民

一 [略]

三 れている場合の当 定める事項として内閣総理大臣が当該出動を命ずる旨が記載さ -和と独 ぜられた自衛隊の自衛官 第七十八条第 項に規定する対処基本方針におい <u>寸</u> 並びに国及び国民の 該 項又は第八十一 出 動に係る自衛官に限る。 (武力攻撃事態等における我 安全の 条第二 て、 確保に関する法律第九条 一項の 同条第二項第三号に 規定により が国 出 動 を \mathcal{O}

ことができる。
同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとるの措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、2 次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のため

[略]

おい 係る自衛官に限る。 二条第一項に規定する緊急対処事態において、 る攻撃に .おける国民の保護のため -和と独立 第七十八条第一 ぜられた自衛隊の自衛官 て準用する同法第十四 対処するため当 並 びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二十 項又は第八十一 該 条第 の措置に関する法律第百八十三条に 出動を命ぜられた場合の当該出 (武力攻撃事態等における我が国 項に規定する武力攻撃に準ず 条第二項の 規定により 武力攻撃事態等 出 動に 動 \mathcal{O} を

、防衛出動時における海上輸送の規制のための権限

一 [略]

三 る。 関する法律第九条第一 命ずる旨が記載されている場合の当該出動に係 条第二項第三号に定める事項として内閣総理大臣が当該出動 命 おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の ぜられた自衛隊の自衛官 第七十八条第一 項又は第八十一条第二項 項に規定する対処基 (武力攻撃事態等及び存立危機事 一本方針におい の規定により る自 衛 官 て、 確 出 に保に に 動 限 同 な

ことができる。同法第八章に規定する緊急対処事態に対処するための措置をとるの措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、の措置に関する法律及びこれに基づく命令の定めるところにより、次に掲げる自衛官は、武力攻撃事態等における国民の保護のため

2

[略]

て、 関 た場合の当該出動に係る自衛官に限る。 する武力攻撃に準ずる攻撃に対処するため当 法律第百八十三条において準用する同法第十四条第 命ぜられた自衛隊の自衛官 第七十八条第一 する法律第二十二条第一 おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する 項又は第八十一条第一 項に規定する緊急対処事 (武力攻撃事態等及び存立危機事態 項 の規定により 該 出動を命ぜら 態に 項に規定 確保に 出 お 動

(防衛出動時における海上輸送の規制のための権限

捕虜等の取扱いの権限)

の規定による権限を行使することができる。 における捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法第九十四条の九 自衛官は、武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

第

置に関する法律第二条第六号に規定する合衆国軍隊及び国際平加する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等に定する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安定する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安原では、1000円の東京の東京の東国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参

(捕虜等の取扱いの権限)

よる権限を行使することができる。
捕虜等の取扱いに関する法律の定めるところにより、同法の規定に第九十四条の九善自衛官は、武力攻撃事態及び存立危機事態における

(合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供)

の提供を実施することができる。 じない限度において、当該合衆国軍隊に対し、自衛隊に属する物品同じ。) から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に支障を生軍隊 (アメリカ合衆国の軍隊をいう。以下この条及び次条において第百条の六 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げる合衆国

我が国が実施する措置に関する法律第二条第六号に規定する特定する合衆国軍隊等に該当する合衆国軍隊、武力攻撃事態等及定する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安定する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安定する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安定する。

号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。 する協力支援活動等に関する法律第三条第一 る諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。 共同 対処事 態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に 項第一号に規定す 次号から第四 対

_ { + -

略

(オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供)

防衛大臣又はその委任を受けた者は、

次に掲げるオー

·

第

百条の八

支障を生じない限度において、 に おいて同じ。)から要請があつた場合には、 ラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条 当該オーストラリア軍隊に対し、 自衛隊の任務遂行に 自

衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

外国 訓練 第 軍 が 下隊を除っ 第 軍 :国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条 隊 項 に参加するオー 衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行われ 一号に 0 及び 軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一 第 一号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリ 規定する諸外国の 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸 第三号から第六号までにおいて同じ。 ストラリア軍隊 軍 |隊等に該当するオーストラリア (重要影響事態に際して 我 る

> 国軍隊及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する 項 外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第 定合衆国軍 第 次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて 一号に規定する諸外国 隊 同条第七号に規定する外国軍隊に該当する合衆 の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除

同じ。) 略

略

第百条の八 衛隊に属する物品の提供を実施することができる。 支障を生じない限度において、当該オーストラリア軍隊に対し、 において同じ。)から要請があつた場合には、自衛隊の任務遂行に トラリア軍隊(オーストラリアの軍隊をいう。以下この条及び次条 (オーストラリア軍隊に対する物品又は役務の提供) 防衛大臣又はその委任を受けた者は、次に掲げるオー 自

隊 衆国等の 第 が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条 訓 T 軍 自衛隊及びオーストラリア軍隊の双方の参加を得て行わ 及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国 練に参加するオーストラリア軍隊 二条第七号に規定する外国軍隊に該当するオーストラリア軍 項第一 隊 軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法 武 号に規定する合衆国軍隊等に該当するオーストラリ 力攻撃事 態等及び存立 危機事態 (重要影響事態に際して我 おけるア IJ カ合 'n

二 〜 [略]

2 { 4 [略]

防 衛出動時における物資の収用等)

第百三条 の生産、 防衛大臣又は政令で定める者は、 とができる。 てその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用するこ 下この条において「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しく 定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以 当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要が あ 物資 ると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で (以下この条において「土地等」という。) を使用し、物資 集荷、 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、 ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、 販売、 配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し 都道府県知事に通知した上で、自

2 19 略

らこれらの権限を行うことができる

展開予定地域内の 土地の使用等)

第百三条の二

を除く。第三号から第六号までにおいて同じ。) 号に規定する諸外国の軍隊等に該当するオーストラリア軍 軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第 項

略

略

2 \ 4

、防衛出動時における物資の収用等

第百三条 る。 又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれ り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができ 集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその 条において「施設」という。)を管理し、土地、家屋若しくは物資 の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設(以下この められる場合には、 隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認 において同じ。)の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、 (以下この条において「土地等」という。) を使用し、 権限を行うことができる。 ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、 第七十六条第一 都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者 項(第一号に係る部分に限る。 物資の生産、 当該自衛 防衛大臣 下この

2 \ 19 下略

展開予定地域内の

土: 地

の使用等

第百三条の二 略

2·3 〔略

電気通信設備の利用等)

第

百四条 気通信法 その事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、 をとることを求めることができる。 る れた自衛隊の任務遂行上必要があると認める場合には、 る者が設置する電気通信設備を使用することに関し ·九年法律第八十六号) 第二条第五号に規定する電気通信事業者が 通信を確保するため、総務大臣に対し、電気通信事業法 防衛大臣は、第七十六条第一項の規定により出動を命ぜら (昭和二十八年法律第九十六号) 第三条第四項第四号に掲 必要な措置 緊急を要す 又は有線電 (昭和五 第

2 (略

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 〔略〕

2

略

2·3 [略]

分、手続その他の行為とみなす。4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定により土地を使用している場合において、第七十六4 第一項の規定によります。

(電気通信設備の利用等)

百四条 る。 を使用することに関し必要な措置をとることを求めることができ 九十六号) 第三条第四項第四号に掲げる者が設置する電気通信設備 設備を優先的に利用し、 五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通 に対し、電気通信事業法 ると認める場合には、 る。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の任務遂行上必要が 防衛大臣は、第七十六条第一 緊急を要する通信を確保するため、 又は有線電気通信法 (昭和五十九年法律第八十六号) 第二条第 項 (第 (昭和二十八年法律 号に係る部分に 総務大臣 . 退

2 (略)

第百十五条の二 〔略〕

消防法の適用除外

2 〔略

V) め 様 隊 命 七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、適用しな の二十四までにおいて単に る法律第九条第十一項後段の規定による撤収 おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関す るも ぜら 替 の部隊等が応急措置として新築、 消防法第十七条の規定は、第七十六条第一項の規定により 0 れ のについては、第七十六条第二項若しくは武力攻撃事 工事を行つた同法第十七条第一 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自 「撤収」という。)を命ぜられ、 増築、 項の防火対象物で政令で定 改築、 (次条から第百十五条 移転、 修繕又は模 又は第 非態等に 出 動 衛 を

3

3

4 (略)

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第

百十五条の四 であつて当該自衛隊の部隊等が行うものについては、 拘 隊等防護事態における捕虜等の取扱いに関する法律第三条第六号 定により出動を命ぜられた自衛隊の行動に係る地域におい 十八号) した当該自 束されてい 規定する抑留対象者をいい、 第四条及び第五条第一項の規定は、 衛 る間に死亡したものを除く。 隊 墓地、 の隊員及び 埋葬等に関する法律 抑 留対象者 同法第四条の規定によりその身体を (武力攻撃事 (昭和二十三年法律第四 第七十六条第一 0 死体の 態及び合衆国軍 埋葬及び火葬 適用しない。 項の規 . て死亡

> 様替の \mathcal{O} 命ぜられ、 条から第百十五条の二十四までにおいて単に 安全の確保に関する法律第九条第十一項後段の規定による撤収 び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民 めるものについては、 隊の部隊等が応急措置として新築、 命 がぜられ、 間は、 消 防法第十七条の規定は、 工事を行つた同法第十七条第一項の防火対象物で政令で定 適用しない 又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまで 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜら 第七十六条第二項若しくは 第七十六条第一 増築、 改築、 項の規定により出動 「撤収」という。 移転、 武 力攻擊事態等及 修繕又は模 れた自 次 衛 を

4 〔略〕

(墓地、埋葬等に関する法律の適用除外)

第百十五条の四 死体の埋葬及び火葬であつて当該自衛隊の部隊等が行うもの 定によりその身体を拘 る法律第三条第六号に規定する抑留対象者をいい、 者 行動に係る地域において死亡した当該自衛隊 十八号) 号に係る部分に限る。) の規定により出動を命ぜられた自衛隊 ては、 (武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関 第四条及び第五条第一項の規定は、 適用しない。 墓地、 埋葬等に関する法律 束されている間に死亡したものを除 (昭和二十三年法律第 第七十六条第 の隊員及び抑 同法第四条の 一項 留対 \mathcal{O} 規

(医療法の適用除外等)

る医療を行うための施設については、適用しない。 規定により出動待機命令を受けた自衛隊の部隊等が臨時に開設す第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の第百十五条の五 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定は、

2 [略]

(漁港漁場整備法の特例

第

百十五条の六 条第四項中「協議する」とあるのは、 七 同 が は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等 条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十九 .条第四項の規定の適用については、撤収を命ぜられ、 項の規定により許可を要する行為をしようとする場合における 漁港漁場整備法 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、 (昭和二十五年法律第百三十七号) 「その旨を通知する」とする。 第三十九条第 又は第七十 又

2 [略]

(建築基準法の特例)

第百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又

(医療法の適用除外等)

第

条第 百十五条の五 は、 自衛隊の部隊等が臨時に開設する医療を行うための施設につい が発せられることが予測される場合に係るものに限る。)を受けた を命ぜられ、又は第七十七条の規定により出動待機命令(第七十六 第七十六条第 適用しない。 項 (第 項 号に係る部分に限る。 医療法 (第一号に係る部分に限る。) の規定により出動 (昭和二十三年法律第二百五号) の規定による防衛出動命令 の規定は、

2 [略]

(漁港漁場整備法の特例

第百十五条の六 第七十六条第四項中「協議する」とあるのは、「そを命ぜられ、又は第七十七条の二の規定により許可を要する行為をのでいた。 「表記でのでは、対しようとする場合における同条第四項の規定により許可を要する行為を でのでは、対しようとする場合における同条第四項の規定により許可を要する行為を でのでは、対しようとする場合における同条第四項の規定による許可を要する行為を でのでは、対しようとする場合における同条第四項の規定による命令が解除される でのでは、対しようとする場合における同条第一項(第一号に係る部分に限る。)の の旨を通知する」とする。

2 (略)

(建築基準法の特例)

| 第百十五条の七 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、又

ても」 あ 第 が 自 七十九号) 立並び て」とあるのは「自衛隊法 お 0 は 十六条第二項若 るのは 定行政庁に申請 衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後におい いては、 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の 行う破損した建築物の て、 項本文、 と、 に国及び 同条第三項本文中 「当該撤収の命令又は命令の解除があつた後、 第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜら 建築基準法 「その超えることとなる日前に、 第三項本文及び第四項の規定を準用する。この 国民 しくは武力攻撃事態等における我が国の平和と独 の安全 その (昭和二十五年法律第二百 応 許可」 「その建築工事を完了した後三月を超え 0) (昭和二十九年法律第百六十五号) 急の修繕又は応急仮設建築物の 確保に関する法律 と読み替えるものとする。 特定行政庁の許可」と (平成十五年法律第 号) 速やかに、 第八十五条 れ、 場合に 部 建 第七 又は 築に 隊等

港湾法の特例)

第 百十五条の 場合における同法第三十七条第三項 第 が に は 五十六 港湾法 ついては、 準用する場合を含む。 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の 条第 (昭和二十五年法律第二百十八号) 第三十七条第一 八 撤収を命ぜられ、 第七十六条第一 項の規定により 以下この条において同じ。 又は第七十七条の二の規定による命 項の規定により出動を命ぜられ、 許可を要する行為をしようとする (同法第五十六条第三項におい)の規定の 項又は 部隊等 適用 又

> た後、 のとする。 行政庁の許可」とあるのは「当該撤収の命令又は命令の解除が 除された後においても」と、 収を命ぜられ、 我が国の平和と独立並びに国及び国民 おいて、 第一項本文、第三項本文及び第四 ついては、 が は 十六条第二項若しくは武力攻撃事 て」とあるのは (平成十五年法律第七十九号)第九条第十一項後段の規定による撤 行う破損した建築物 第七十七条の二の規定による措置を命ぜら 速やか 同条第三項本文中「その建築工事を完了した後三月を超え 建築基準法 に、 又は自衛隊法第七十七条の二の規定による命令が 「自衛隊法 特定行政庁に申請し、 (昭和二十五年法律第二百 \mathcal{O} 応急の修 (昭和二十九年法律第百六十五号) 「その超えることとなる日前に、 項の規定を準用する。この場合に ||繕又は・ 態等及び存立危機事態における の安全の その許可」と読み替えるも 応急仮設建築物の れた自衛隊の 確保 - 号) に関い 第八十五条 する法 建 部 第七 特定 築に あ 隊 等

港湾法の特例)

第 八号) 百十五条の八 11 法第五十六条第三項において準用する場合を含む。以下この条に 要する行為をしようとする場合における同法第三十七条第1 を命ぜられた自衛隊の部隊等が港湾法 規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置 て同じ。)の規定の適用については、 第三十七条第一 第七十六条第一 項又は第五十六条第 項 (第 (昭和二十五年法律第1 撤収を命ぜられ、 号に係る部分に限る。 項 の規定により許可 又は第七 二百

湾管理者に通知し」」とする。に応じ」」とあるのは、「とあるのは、「あらかじめ、その旨を港「港湾管理者と協議し」と、前項中「許可をし」とあるのは「協議令が解除されるまでの間は、同法第三十七条第三項中「とあるのは

2~4 [略]

(土地収用法の適用除外)

森林法の特例)

第

百十五条の十 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、 令で定める手続に従い、あらかじめ」とあるのは「伐採したときは₋ 同 が応急措置として行う森林法 は の方法、 項 十条の八第一項の規定により届出を要する立木の伐採に対する 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等 「森林の所在場所、 の規定の適用については、 期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載し 伐採面積、 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 同項中 伐採方法、 「伐採するには、 伐採齢、 伐採後の造 農林水産省 又

「あらかじめ、その旨を港湾管理者に通知し」」とする。可をし」とあるのは「協議に応じ」」とあるのは、「とあるのは、七条第三項中「とあるのは「港湾管理者と協議し」と、前項中「許十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第三十

2~4 [略]

、土地収用法の

適用除

外

森林法の特例)

第 百十五条の十 伐採方法 とあるのは 要する立木の伐採に対する同項の規定の適用については、 を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う森林法 規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措置 十六年法律第二百四十九号) 第十条の八第一項の規定により届出を 「伐採するには、 伐採齢、 「伐採したときは」と、 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。 農林水産省令で定める手続に従い、 伐採後の造林の方法、 「森林の所在場所、 期間及び樹種その他農林 あらかじめ 伐採面 (昭和) 同 項

「どう言と通印しなければ」これる。た伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければ」とあるのは

「その旨を通知しなければ」とする。

2~4 [略]

(道路法の特例)

第

百十五条の十一 等 0) 本文の承認を受けることを要しない。この場合において、 和二十七年法律第百八十号)第二十四条の規定にかかわらず、 めに応急措置として行う道路に関する工事については、 た自衛隊の部隊等が、破損し、又は欠壊している道路を通行するた 権限を有する者に通知しなければならない。 の長は、当該道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜら 道路法 当該部隊 同条 昭 れ 第

2~5 [略]

(土地区画整理法の適用除外)

第 百十五条の十二 隊 命 第七十六条第一 0 いては、 の部隊等が応急措置とし ぜられ、 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛 適用しない。 項の規定は、第七十六条第一項の規定により出動を 土地区画整理法 て行う防御施設の構築その他の (昭和二十九年法律第百十九号) 行為に

(都市公園法の特例)

を提出しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」とする。水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書

2~4 [略]

(道路法の特例)

等が、 百十五条の十一 る者に通知しなけ 道路に関する工事の概要を着手後速やかに当該承認の権限を有す けることを要しない。この場合において、 第百八十号)第二十四条の規定にかかわらず、 して行う道路に関する工事については、道路法 三項において同じ。)の規定により出動を命ぜられた自衛隊の 、破損し、 又は欠壊している道路を通行するために応急措置 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。 ればならない。 当該部隊等の長は、 同条本文の承認を受 (昭和二十七年法律 当該 部 隊 第

2~5 [略]

(土地区画整理法の適用除外)

(都市公園法の特例)

第百十五条の十三 すること」とする。 和三十 令が解除されるまでの間は、 に 等 又は第七十七条の二の 十三条第四項において準用する場合を含む。 ること」とあるのは て準用する場合を含む。 期間、 物 ついては、撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命 が行う都市公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法 とあるのは 一年法律第七十九号) 占用の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、 「工作物」と、 この場合におい 「があらかじめ公園管理者に占用の目的 規定による措置を命ぜられた自衛隊の 以下この条において同じ。)の規定の 第九条 同法第九条中「第七条各号に掲げる工 「と公園管理者との協 て、 (同法第三十三条第四項におい 同法第二十七条)の規定は、 議が (同法第三 適用しな 成立す 占用 適用 部隊 昭 知 第

2 3 [略]

(海岸法の特例)

第 百十五条の十四 \mathcal{O} る行為をしようとする場合における同法第十条第二項 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊 項 規定の適用については、 条の八におい が海岸法 第三十七条の四又は第三十七条の五の規定により (昭和三十一年法律第百一号) 第七条第一 て準用する場合を含む。以下この条において同じ。) 第七十六条第 撤収を命ぜられ 項の規定により出動を命ぜられ、 又は第七十七条の二の _ 項、 (同法第三十 許可を要す 第八条第

> るのは におい 百十五条の十三 する。この場合において、 の場所及び工作物その他の物件又は施設の構造を通知すること」と \mathcal{O} るまでの間は、 撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除され 合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については 律第七十九号) 第九条 公園又は公園予定区域の占用に対する都市公園法(昭和三十一年 条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が行う都市 三項にお は「工作物」と、 て準用する場合を含む。 「があらかじめ公園管理者に占用の目的、 いて同じ。 同法第九条中「第七条各号に掲げる工作物」とある 第七十六条第一 「と公園管理者との協議が成立すること」 の規定により出動を命ぜられ、 (同法第三十三条第四項において準用する場 同法第二十七条 項 の規定は、 (第 号に係る部分に (同法第三十三条第四 適用しない。 占用の期間、 又は第七十 限る。 とあ 占用 第

2·3 [略]

(海岸法の特例)

第 む。 号) 百十五条の十四 同 \mathcal{O} 置 0) 法第十条第 五. .を命ぜられた自衛隊の部隊等が海岸法 (昭和三十一年法律第百 規定により出動を命ぜられ、 第七条第 以下この条において同じ。)の規定の適用については、 の規定により許可を要する行為をしようとする場合におけ 二項 項、 第七十六条第一 (同法第三十七条の八において準用する場合を含 第八条第一項、 又は第七十七条の二の規定による 項 第三十七条の四又は第三十七条 (第 号に係る部分に限 る。

議する」とあるのは、 規定による命令が解除されるまでの間は、 「その旨を通知する」とする。 同法第十条第 一項中 協

2

略

自 然公園法の特例

第

項中 然公園法 百十五条の十五 第 第百十五条の十五第 同法第一 二十三条第三項ただし書又は第六十八条の規定の適用については、 ŋ 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊 る協議」とあるのは しなければ」とあるのは「その旨を通知しなければ」と、 許可又は届出を要するものをしようとする場合における同法第 が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であつて自 一条第三項、第二十二条第三項又は第三十三条第一 とする。 項後段の規定による通知」と、 「これらの規定による届出の例により」とあるのは 一十三条第三項第一号中「第六十八条第 (昭和三十二年法律第百六十一号) 第二十条第三項、 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられ、 「自衛隊法 項の規定により読み替えられた第六十八条 (昭和二十九年法律第百六十五号) 同法第六十八条第 項後段の規定によ 項の規定によ 項中「協議 「あらかじ 同条第三 第二 第

2 3 略

(道路交通法の特例

通 \mathcal{O} 命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまで 間は、 知する」とする。 同法第十 条第一 項中 「協議する」とあるのは、 「その旨を

略

2

自然公園法の特例

百十五条の十五 知しなければ」と、 法第六十八条第一項中 り読み替えられた第六十八条第一 和二十九年法律第百六十五号) 第百十五条の十五第一項の規定に 六十八条第一項後段の規定による協議」とあるのは「自衛隊法 八条の規定の適用については、 うとする場合における同法第二十三条第三項ただし書又は第六十 第三十三条第一項の規定により許可又は届出を要するものをしよ 構築その他の行為であつて自然公園法 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設 \mathcal{O} より」とあるの 号) 規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措 第二十条第三項、 は 第七十六条第一項 「あらかじめ」とする。 同条第三項中「これらの規定による届出 「協議しなければ」とあるのは 第二十一条第三項、 同法第二十三条第三項第一号中 項後段の規定による通知」と、 (第一号に係る部分に限る。 (昭和三十二年法律第百六十 第二十二条第三項又は 「その旨を通 例 同

2 3 略

(道路交通法の特例

とする。 た自 百 を け 員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、 までの間は、 するも 行 なけ たるときは、 通 ず 十五条の が 為であつて道路交通法第七十七条第一 衛隊 同 知しなければならない。この場合において、当該行為に係る場 れ かの ればならない」とあるのは、 のに対する同項の規定の適用については、 \mathcal{O} の部隊等が 十六 所轄警察署長の許可。 公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄に 同項中 そのいずれかの所轄警察署長に通知すれば足りる. 第七十六条第 「の許可 心急措 置として行う防御 (当該行為に係る場 以下この節において同じ。)を受 項 「にあらかじめ当該行為の の規定により 項の規定により許可 施 物所が同 設の 撤収を命ぜられる 出 構築その 動を命ぜられ 0) 公安委 その 概要 を要 他 \mathcal{O}

第

2·3 [略]

、河川法の特例

百十五条の十七 八 又は切土を除く。)をしようとする場合における同法第九十五条(同 五. 条第 項に規定する一 条の六第 条、 が河川法 は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊 第二十五条、 項、 (昭和三十九年法律第百六十七号) 第五十七条第一 項の規定により許可 第七十六条第一 定の河川 第二十六条第一項、第二十七条第一 区域内の土地における土地の掘削 項、 第五十八条の四 項の規定により出動を命ぜら を要する行為 第二十三条、 (同法第二十七条第 第一 項又は第五十 項、 第五十 第二十 0 盛土 部隊 れ、

> 行う防: 百十五条の十六 る二以上の警察署長の管轄にわたるときは、 以下この節において同じ。)を受けなけ 署長の管轄にわたるときは、 行為に係る場所が同 については、 第 \mathcal{O} 察署長に通知すれば足りる」とする。 合において、 「にあらかじめ当該行為の概要を通知しなければならない。この 規定により出 項 \mathcal{O} 御施設の構築その他の行為であつて道路交通法第七十七 規定により許可を要するもの 当該行為に係る場所が同 撤収を命ぜら 動を命ぜられた自衛隊 第七十六条第 一の公安委員会の管理に属する二以上の れるまでの そのいずれかの所轄警察署長の許 項 (第 間 ればならない」とあるの に対する同項 \mathcal{O} の公安委員会の管理に属 は、 部隊等が応急措置として 号に係る部 そのいずれかの所轄警 同 項 中 の規定の の 分に限る。 許可 適 用

2 · 3 〔略

(河川法の特例)

第

百 地 する行為 八 第二十七条第一項、 十七号)第二十三条、 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が河川法 (条の四: における土地 規定により出動を命ぜられ、 十五条の十七 第一 法第二十七条第四項に規定する一 項又は第五十八条の六第 元の掘削、 第七十六条第一 第五十五条第 第二十四条、 盛土又は切土を除く。 又は第七十七条の二の規定による措 項 第二十五条、 項、 (第一号に係る部分に限る。 一項の規定により 第五十七 (昭和三十九年法律第百六 定の河川)をしようとする場 第二十六条第一項 条第 項、 区域内の 許 第五十 可

同じ。 条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、同法第九十五条 為をしようとする旨を通知することをもつて足りる」とする。 定による許可、 法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において 「これらの規定にかかわらず、国があらかじめ河川管理者に当該行 「国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規 の規定の 登録又は承認があつたものとみなす」とあるのは、 適用については、 撤収を命ぜられ、 又は第七十七

2

略

首 都 巻 近郊緑地保全法の適用除外

第

百十五条の十八 他 5 より出動を命ぜられ、 の行為については、 れた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設の構築その 第七条第一項及び第三項の規定は、第七十六条第一項の規定に 首都圈近郊緑地保全法 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜ 適用しない。 (昭和四 十一年法律第百一

近 畿圏の保全区域 の整備に関する法律の適用除外)

よる措 二年法律第百三号) 百十五条の十九 施 一設の構築その他の行為については、 項の規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定に 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 第八条第 項及び第三項の規定は、 適用しない。 第七十六条 (昭和四十

> とをもつて足りる」とする。 あらかじめ河川管理者に当該行為をしようとする旨を通知するこ たものとみなす」とあるのは、 することをもつて、これらの規定による許可、 るまでの間は、同法第九十五条中「国と河川管理者との協議が成立 撤収を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による命令が解除され 合を含む。 合における同法第九十五条(同法第百条第一項において準用する場 以下この条において同じ。)の規定の適用については、 「これらの規定にかかわらず、 登録又は承認があつ 玉

略

2

(首都圏

近郊緑地保全法の適用除外

第百十五条の十八 として行う防御施設の構築その他の行為については、 条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置 号)第七条第一 に係る部分に限る。 項及び第三項の規定は、第七十六条第 首都圈近郊緑地保全法 の規定により出動を命ぜられ、 (昭和四十一年法律第百 又は第七十七 適用しな 一項 第一

近畿圏の保全区域の整備に関する法律の適用除 外

第

第一項 百十五条の十九 等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為については、 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊 二年法律第百三号) (第 号に係る部分に限る。)の規定により出動を命ぜられ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律 第八条第 項及び第三項の規定は、 第七十六条 (昭和四

都市緑地法の特例)

第 しなけ れ 百十五条の二十一 を通 後段の規定の適用については、 都 隊 に により許一 市 等が応急措置として行う防御施設の構築その他の行為であ 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜら 緑地法 知しなければ」とする。 れば」 可を要するものをしようとする場合における同条第八項 (昭和四十八年法律第七十二号) とあるのは、 第七十六条第 同 項 同項後段中 \hat{O} 許可の権限を有する者にその旨 項の規定により出動 「都道府県知事等に協議 第十四条第一 れた自衛隊の 項の規定 を命 って ぜ 5 部 第

2·3 [略]

(景観法の特例)

第百十五条の二十二 〔略〕

2 [略]

3

条第一 に 物 了した後三月を超えて」とあるのは を準用する。 は工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等 0 の建設等 いては、 項第一 項に規定する自衛 (同項第二号に規定する建設等をいう。) 号に規定する建築等をいう。)若しくは応急仮設工作 この場合において、 同法第七十七条第一項、 隊 の部 隊等が行う破損した建築物若しく 同条第三項本文中「その工事を完 「自衛隊法第七十六条第二項若 第三項本文及び第四項 (景観法第十六 若しくは設置 の規定

適用しない。

(都市緑地法の特例)

百十五条の二十一 場合における同条第八項後段の規定の適用については、同項後段 号)第十四条第一 構築その他の行為であつて都市緑地法 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が応急措置として行う防御施設 0 権限を有する者にその旨を通知しなければ」とする。 「都道· 規定により出動を命ぜられ、 府県知事等に協議しなけ 項の規定により許可を要するものをしようとする 第七十六条第 又は第七十七条の二の規定による措 れば」とあるのは、 項 (第 昭 和四十八年法律第七十二 号に係る部分に限る。 同 項の許可 可 Ò

2 · 3 〔略〕

(景観法の特例)

第百十五条の二十二 〔略

2 [略]

3

物の建設 条第一 了した後三月を超えて」とあるのは を準用する。 については、 は工作物の応急の修繕又は応急仮設建築物の建築等(景観法第十六 第一 項 第 設等 項に規定する自衛隊 一号に規定する建築等をいう。)若しくは応急仮設工 (同項第 この場合において、 同法第七十七条第一項、 一号に規定する建設等をいう。 0 部 隊等が行う破損した建築物若し 同条第三項本文中 「自衛隊法第七十六条第 第三項本文及び第四項の 「その工事 若しくは設置 を完 規定

 \mathcal{O} \mathcal{O} 超 七 条第十 玉 しくは武 許 命令又は命令の解除があった後、 えることとなる日前に、 条の二の 民 可 0 安全の 一項後段の規定による撤収を命ぜられ、又は自衛隊法第七十 と読み替えるものとする。 力攻撃事態等に 規定による命令が解除された後においても」と、 確 保に関する法律 おける我が国の平和と独立 市町村長の許可」とあるのは「当該撤収 伞 速やかに市町村長に申請し、そ 成十五年法律第七十九号) 並びに 「その 国及び 第九

線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例)(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮

第

百十 交通. 二項中 び 七 九 要 律 低 隊 る れ 条第 潮線 同 を許可しては」とあるのは 条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、 する行為をしようとする場合における同法第六条第二項又は第 第四十一号) 第五条第一項又は第九条第一項の規定により許可を 等が排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進の 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の 法第九条第五項中 は 大臣と協議しなければ」 五条の二十三 「「国土交通大臣の許可を受けなければ」とあるのは 五項の規定の適用については、 の保全及び拠点施設の整備等に関する法律 協議」 と、 「その申請」とあるのは 第七十六条第一 玉 一土交通大臣の許可を受けなければ」と と 「その協議に応じては」」とあり、 同条第二項 項の規定により出 撤収を命ぜられ、 中 「その協議」 許可 (平成) 同法第六条第 の申請」 又は第七十 動 一十二年法 と、 を命 国 とあ [_ _ ぜ 及 部 5 土

> 独立並 町 あるのは 11 は 第七十九号)第九条第十一項後段の規定による撤収を命ぜら しくは武力攻撃事態等及び存立危機事 ても」と、 自 村長に申請し、 衛隊法第七十七条の二の規定による命令が解除された後に びに国及び 「当該撤収の命令又は命令の解除があった後、 「その超えることとなる日前に、 その許可」と読み替えるものとする。 国民の安全の 確 保に関する法律 態における我が国 市町村長の許可」 (平成十 速やか 五年 0 平和と れ、 法 لح お 又

線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律の特例)(排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮

第百十五条の二十三 るのは 第二項· ける同じ 条第一 議に応じては」」とあり、 なければ」とあるのは るまでの間は、 撤収を命ぜられ、 関する法律 全及び利用の促進 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が排他的経済水域及び大陸棚 0 規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による 項 法第六条第二項又は第九条第五項の規定の適用については、 中 「そ の規定により許可を要する行為をしようとする場合に の 許可の申請 (平成二十二年法律第四十一号) 第五条第一項又は第九 協議」 同法第六条第二項中「「国土交通大臣の許可を受け 又は第七十七条の二の規定による命令が解除され のための と、 第七十六条第一 「国土交通大臣と協議しなければ」 とあるのは 「これを許可しては」とあるのは 及び同 低 潮線 法第九条第五項中 0 項 (第 協 保全及び拠点施設の整備等に 議 号に係る部分に と 「その申 国土交通 と 請 「その 限る。 同 0

ければ」」とする。 は」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国土交通大臣に通知しな 通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなけれ しては」とあるのは「協議に応じては」」とあるのは、「「国土交 あるのは「国土交通大臣と協議しなければ」と、前二項中「許可を

2 〔略

(津波防災地域づくりに関する法律の特例)

第百十五条の二十四 該行為をしようとする旨を通知することをもって足りる」とする。 れらの規定にかかわらず、国があらかじめ津波防護施設管理者に当 よる命令が解除されるまでの間は、同法第二十五条中「国又は地方 0 を要する行為をしようとする場合における同法第二十五条の規定 隊等が津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二 これらの規定による許可があったものとみなす」とあるのは、 公共団体と津波防護施設管理者との協議が成立することをもって、 十三号) 第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定により許可 適用については、 又は第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の 撤収を命ぜられ、 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜら ては第七十七条の二の規定に [] 部 第

土交通大臣に通知しなければ」」とする。

臣の許可を受けなければ」とあるのは、「あらかじめ、その旨を国とあるのは、「「国土交通省令で定めるところにより、国土交通大れば」と、前二項中「許可をしては」とあるのは「協議に応じては」」臣の許可を受けなければ」とあるのは「国土交通大臣と協議しなけ

2 〔略

(津波防災地域づくりに関する法律の特例

百十五条の二十四 ことをもって足りる」とする。 じめ津波防護施設管理者に当該行為をしようとする旨を通知する とみなす」とあるのは、 議が成立することをもって、これらの規定による許可があったもの 法第二十五条中「国又は地方公共団体と津波防護施設管理者との 又は第七十七条の二の規定による命令が解除されるまでの間は、 おける同法第二十五条の規定の適用については、撤収を命ぜられ、 三条第一項の規定により許可を要する行為をしようとする場合に 律 置を命ぜられた自衛隊の部隊等が津波防災地域づくりに関する法 \mathcal{O} 規定により出動を命ぜられ、又は第七十七条の二の規定による措 (平成二十三年法律第百二十三号) 第二十二条第一項又は第二十 第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。 「これらの規定にかかわらず、 国があら

略

○武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)〔抄〕 (第二条関係) (傍線部分は改正部分)

安全の確保に資することを目的とする。	民の安全の確保に関する法律 民の安全の確保に関する法律 民の安全の確保に関する法律 民の安全の確保に関する法律 民の安全の確保に関する法律 日次 第二章 総則(第一条—第八条) 条) 条) 二十一条—第二十四条) 二十一条—第二十四条)	改正案
及び国民の安全の確保に資することを目的とする。 (目的) の対処のための態勢を整備し、もって我が国の平和と独立並びに国	日次 目次 第一章 総則(第一条—第八条) 第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための手続 第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための手続 第二章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処のための手続 二十一条—第二十四条)	現行

(定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。 号口(1)を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあっては、第三号及び第八

[略]

衆国軍隊等防護事態を除く。)をいう。
する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態(合一武力攻撃事態、武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生

その他の外国の軍隊に対する武力攻撃が発生し、これにより、我いて我が国の防衛のために活動しているアメリカ合衆国の軍隊三一合衆国軍隊等防護事態条約に基づき我が国周辺の地域にお

と認められるに至った事態をいう。

が国に対する外部

からの

武力攻撃が発生する明白な危険がある

四 [略]

[削る]

五~七 [略]

機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共八対処措置の第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃

(定義)

ぞれ当該各号に定めるところによる。 号ハ①を除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、それ第二条 この法律(第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八

武力攻撃
我が国に対する外部からの武力攻撃をいう。

する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をい武力攻撃事態。武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生

〔新設〕

う。

三〔略〕

五~七 [略]

機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共八対処措置の第九条第一項の対処基本方針が定められてから廃

の推移に応じて実施する次に掲げる措置イが出力攻撃事態及び武力攻撃予測事態を終結させるためにそ

(1) 一下

るために実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われ保障条約(以下「日米安保条約」という。)に従って武力攻施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全2 (1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実

(3)

ロー合衆国軍隊等防護事態を終結させるためにその推移に応じ

て実施する次に掲げる措置

行使、部隊等の展開その他の行動 ために活動しているアメリカ合衆国軍隊等防護事態武力攻撃」 る外部からの武力攻撃が発生する明白な危険があると認め られるに至ったもの(以下「合衆国軍隊等防護事態武力攻撃」 という。)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力攻撃 という。)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力攻撃」 という。)を排除するために必要な自衛隊が実施する武力攻撃」

施する自衛隊と協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を20 1)に掲げる自衛隊の行動及びアメリカ合衆国の軍隊が実

する次に掲げる措置 イ 武力攻撃事態等を終結させるためにその推移に応じて実施

- の行使、部隊等の展開その他の行動(1)武力攻撃を排除するために必要な自衛隊が実施する武力
- (2)条約 は 動 排除するために必要な行動及びそ する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために必要な行 る日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障 (1)に掲げる自衛隊の行動、アメリカ合衆国 役務の提供その他の措置 が円滑かつ効果的に行われるために実施する物品、 (以下「日米安保条約」という。 0 他)に従って武力攻撃を 0 外国 の軍隊が実施す 軍 隊が実施 、施設又

(3)

新設(3

めに実施する物品、施設又は役務の提供その他の措置排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるた

文撃事態等の推移に応じて実施する次に掲げる措置 の、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃及び合衆国軍隊等防護事態武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼ で、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃及び合衆国軍 で、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃から国民の生 の生

(1) (2) **略**

[削る]

の推移に応じて実施する次に掲げる措置いて当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合にお回、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又

(1) · (2) [略]

る次に掲げる措置へ存立危機事態を終結させるためにその推移に応じて実施す

| 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生||3| (1)及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

(武力攻撃事態等への対処に関する基本理念)

措置が講じられなければならない。
指定公共機関が、国民の協力を得つつ、相互に連携協力し、万全の第三条 武力攻撃事態等への対処においては、国、地方公共団体及び

- 2·3 [略]
- 5 最 な 要 条、 大限に尊重されなければならない ければならない。この場合において、日本国憲法第十四条、 最小限のものに限られ、 合にあっても、その制限は当該武力攻撃事態等に対処するため必 自由と権利が尊重されなければならず、これに制限が加えられる .力攻撃事態等への対処においては、日本国憲法の保障する国民 第十九条、 第二十一条その他の基本的人権に関する規定は かつ、公正かつ適正な手続の下に行われ 第十 5

施する公共的な施設の保安の確保、生活関連物資等の安定供給最小となるようにするために存立危機事態の推移に応じて実民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が国

第三条 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、国、(武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処に関する基本理念)

その他の措置

携協力し、万全の措置が講じられなければならない。地方公共団体及び指定公共機関が、国民の協力を得つつ、

相互に

2 · 3 [略]

と判断される限度においてなされなければならない。 を排除するに当たっては、武力の行使は、事態に応じ合理的に必要速やかな終結を図らなければならない。ただし、存立危機武力攻撃4 存立危機事態においては、存立危機武力攻撃を排除しつつ、その

その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければなたおいて、日本国憲法第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条及び存立危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、か及び存立危機事態に対処するため必要最小限のものに限られ、かまの保障する国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに法の保障がある国民の自由と権利が尊重されなければならず、これに法の保険事態等及び存立危機事態への対処においては、日本国憲

かにされるようにしなければならない。
処に関する状況について、適時に、かつ、適切な方法で国民に明らる。武力攻撃事態等においては、当該武力攻撃事態等及びこれへの対

の理解及び協調的行動が得られるようにしなければならない。メリカ合衆国と緊密に協力しつつ、国際連合を始めとする国際社会7 武力攻撃事態等への対処においては、日米安保条約に基づいてア

7

(国の責務)

まうにする責務を有する。 事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられる 事態等に対処するとともに、国全体として万全の措置が講じられる 条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃 条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙げて、武力攻撃 事が、武力攻撃事態等において、我が国を防衛し、国土並びに国民

保に資する施策を実施するものとする。
対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密な連携協力の確果的な対処が可能となるよう、関係機関が行う武力攻撃事態等への果。国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等への円滑かつ効

(国民の協力)

らない。

ばならない。

一つでは、いつ、適切な方法で国民に明らかにされるようにしなけれる。

一つでは、のがでは、のがでは、のがでは、当該武力攻撃事態等がでは、の対処に関する状況について、

「の対攻撃事態等を表 ですが、当該武力攻撃事態を表が存立危機事態においては、当該武力攻撃事態を

及び協調的行動が得られるようにしなければならない。国との協力を緊密にしつつ、国際連合を始めとする国際社会の理解条約に基づいてアメリカ合衆国と緊密に協力するほか、関係する外、武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処においては、日米安保

(国の責務)

体として万全の措置が講じられるようにする責務を有する。ため、武力攻撃事態等及び存立危機事態に対処するとともに、国全国土並びに国民の生命、身体及び財産を保護する固有の使命を有することから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙ることから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙あことから、前条の基本理念にのっとり、組織及び機能の全てを挙あるとから、対外国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つ第四条 国は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つ

な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。 れらの事態への対処についての訓練その他の関係機関相互の緊密態への円滑かつ効果的な対処が可能となるよう、関係機関が行うこ2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事

(国民の協力)

る際は、必要な協力をするよう努めるものとする。指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施す第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、

第二章 武力攻撃事態等への対処のための手続等

(対処基本方針)

定めるものとする。の対処に関する基本的な方針(以下「対処基本方針」という。)を第九条 政府は、武力攻撃事態等に至ったときは、武力攻撃事態等へ

- 2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項
- 及び当該認定の前提となった事実防護事態であること又は武力攻撃予測事態であることの認定イ事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、合衆国軍隊等イ
- ると認められる理由
 力攻撃を排除し、我が国を防衛するため武力の行使が必要であ定する場合にあっては、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武
 軍態が武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態であると認
- 二 当該武力攻撃事態等への対処に関する全般的な方針

おいて対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努めるもの指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が武力攻撃事態等に第八条 国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性に鑑み、

とする。

手続等 第二章 武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処のための

(対処基本方針)

(以下「対処基本方針」という。)を定めるものとする。 武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する基本的な方針第九条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態に至ったときは、

- 2 対処基本方針に定める事項は、次のとおりとする。
- 一 対処すべき事態に関する次に掲げる事項

認定の前提となった事実事態であることの認定及び当該事態であること又は存立危機事態であることの認定及び当該イ 事態の経緯、事態が武力攻撃事態であること、武力攻撃予測

- ると認められる理由 適当な手段がなく、事態に対処するため武力の行使が必要であ合にあっては、我が国の存立を全うし、国民を守るために他にロ 事態が武力攻撃事態又は存立危機事態であると認定する場
- 一 当該武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関する全般

三〔略

の承認を行う場合はその旨を記載しなければならない。針には、同項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣3 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態においては、対処基本方

一~四 [略]

4 う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出 針 Ļ る参議院の承認。 されているときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会によ 六 には、 を命ずる場合にあってはその旨を記載しなければならない。 第百十 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態においては、 よる措置に関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認 同号に掲げる防衛出動を命ずる旨の記載は、 玉 防衛大臣 軍 号に掲げる内閣総理大臣が行う国会の承認(衆議院が解散 前項に定めるもののほか、第一 - 六号) 甪 品等 が武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における の海 第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定に 以下この条及び次条において同じ。)の求めを行 上輸送の規制に関する法律 一項第三号に定める事項とし 特に緊急の必要が (平成十六年法律 対処基本方 ただ

4

的な方針

二 [略]

行う場合はその旨を記載しなければならない。前項第三号に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を3 武力攻撃事態又は存立危機事態においては、対処基本方針には、

一~四 [略]

規定により内閣総理大臣が行う承認 実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に関して同項の法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき 法律(平成十六年法律第百十三号)第十条第三項の規定に基づき が衛大臣が武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリ

関して同条の規定により内閣総理大臣が行う承認号)第四条の規定に基づき命ずる同法第四章の規定による措置に品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六、 防衛大臣が武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用

防衛出動を命ずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会のあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げるの番認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあってはその旨を、内閣総理大臣が第二号に掲げる防衛出動を命ずる場合にあってはの承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあってはの承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあってはるときは、日本国憲法第五十四条に規定する緊急集会による参議院の承認。以下この条において同じ。)の求めを行う場合にあっては、対処基本方針には、第一前項に定めるもずる旨の記載は、特に緊急の必要があり事前に国会のあってはその旨を記載しなければならない。ただし、同号に掲げる場合にある。

とができない。 あり事前に国会の承認を得るいとまがない場合でなければ、するこ

[略]

略

5 その旨を記載しなければならない。 に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合は 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、 第二項第三号 5

〈 匹 [略]

五. 関して同項の規定により内閣総理大臣が行う承認 規定に基づき実施を命ずる行動関連措置としての役務の提供に 行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第十条第三項の 防衛大臣が武力攻撃事 態等におけるアメリカ合衆国 \mathcal{O} 軍隊の

6 15 略

(防衛出動に係る国会の承認を求める場合の情報の提供)

第九条の二 認をするかどうかの判断をすることができるよう、 ときは、 衛隊法第七十六条第 特定秘密 各議院又は各議院の委員会が十分な情報に基づいて当該承 政府は、 (特定秘密の保護に関する法律 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについて 項の規定に基づい て国会の承認を求めた (平成二十五年法律第 その求めに応

> 承認を得るいとまがない場合でなければ、 することができない。

七十六条第一項の規定に基づく国会の承認の求め 内閣総理大臣が防衛出動を命ずることについての自 口衛隊法 第

ずる防衛出動 自衛隊法第七十六条第一項の規定に基づき内閣総理大臣が

その旨を記載しなければならない。 に定める事項として、次に掲げる内閣総理大臣の承認を行う場合は 武力攻撃予測事態においては、対処基本方針には、 第二項第三号

[略]

五. う承認 しての役務の提供に関して同項の規定により内閣総理大臣が 法律第十条第三項の規定に基づき実施を命ずる行動関連措置と カ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する 防衛大臣が武力攻撃事態等及び 存立 危機事態に おけるアメリ 行

新設

な情報を法律の規定に基づきできる限り提供するものとする。百八号)第三条第一項に規定する特定秘密をいう。)を含め、必要

(対策本部の設置)

いう。)を設置するものとする。
けて、臨時に内閣に武力攻撃事態等対策本部(以下「対策本部」と十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にか処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対

2 [略]

(対策本部の組織)

るときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。本部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があ第十一条 対策本部の長は、武力攻撃事態等対策本部長(以下「対策

2 [略]

という。)、武力攻撃事態等対策本部員(以下「対策本部員」といる。対策本部に、武力攻撃事態等対策副本部長(以下「対策副本部長」

4~7 [略]

その他の職員を置く

(内閣総理大臣の権限)

第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又

(対策本部の設置)

設置するものとする。 けて、臨時に内閣に事態対策本部(以下「対策本部」という。)を 十二年法律第五号)第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にか 処基本方針に係る対処措置の実施を推進するため、内閣法(昭和二 第十条 内閣総理大臣は、対処基本方針が定められたときは、当該対

2 [略]

(対策本部の組織

そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。いう。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、第十一条 対策本部の長は、事態対策本部長(以下「対策本部長」と

2 [略]

事態対策本部員(以下「対策本部員」という。)その他の職員を置3 対策本部に、事態対策副本部長(以下「対策副本部長」という。)、

4~7 [略]

(内閣総理大臣の権限)

、|第十五条 内閣総理大臣は、国民の生命、身体若しくは財産の保護又|

できる 体 求 調 が は の長等に対し、当該対処措置を実施すべきことを指示することが めに応じ、 整に基づく所要の対処措置が実施されないときは、 あり、 武力攻撃若しくは合衆国軍隊等防護事態武力攻撃の排除に支障 特に必要があると認める場合であって、 別に法律で定めるところにより、 関係する地方公共団 前条第一 対策本部長の 項の 総合

2

[略

あると認める場合であって、事態に照らし緊急を要すると認めあると認める場合であって、事態に照らし緊急を要すると認め衆国軍隊等防護事態武力攻撃の排除に支障があり、特に必要が一国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは合

国際連合安全保障理事会への報告)

合安全保障理事会に報告しなければならない。

秦及び日米安保条約第五条第二項)の規定に従って、直ちに国際連条(武力攻撃の排除に当たって我が国が講じた措置にあっては、同除に当たって我が国が講じた措置について、国際連合憲章第五十一第十八条 政府は、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻撃の排

きことを指示することができる。
り、関係する地方公共団体の長等に対し、当該対処措置を実施すべって、前条第一項の総合調整に基づく所要の対処措置が実施されなは武力攻撃の排除に支障があり、特に必要があると認める場合であ

対処措置を実施し、又は実施させることができる。 ちに、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長 の、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長 の、別に法律で定めるところにより、関係する地方公共団体の長

[略]

緊急を要すると認めるとき。障があり、特に必要があると認める場合であって、事態に照らし二国民の生命、身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除に支

(国際連合安全保障理事会への報告)

第 十八条 我が国 事会に報告しなければならない。 保条約第五条第二項) \mathcal{O} 排除に当たって我が国が講じた措置にあっては、 が講じた措置について、 政府は、 武力攻撃又は存立危機武力攻撃の排除に当たって の規定に従って、 国際連合憲章第五十一 直ちに国際連合安全保障 同条及び日米安 条 (武力攻撃

(その他の緊急事態対処のための措置)

確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武第二十一条。政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の 力攻撃事態等以外の国及び国民の安全に重大な影響を及ぼす緊急 事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2

[略]

(その他の緊急事態対処のための措置)

第二十一条 力攻撃事態等及び存立危機事態以外の国及び国民の安全に重大な 確保を図るため、次条から第二十四条までに定めるもののほか、武 政府は、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の

影響を及ぼす緊急事態に的確かつ迅速に対処するものとする。

2

[略]

○武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号) (第三条関係) (傍線部分は改正部分)

の意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号ま公共機関」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」力攻撃事態」、「指定行政機関」、「指定地方行政機関」、「指定第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武(定義)	「力攻撃」、「対処基本方針」、「対策本部」及び「対策本部長」の定地方行政機関」、「指定公共機関」、「合衆国軍隊等防護事態武労工条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武人攻撃」、「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「武
の措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。の態勢を整備し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のため号。以下「事態対処法」という。)と相まって、国全体として万全に国力で国民の第4の発行に関する法律(平元十五年法律第十十五	かつ迅速に実施することを目的とする。 し、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置を的確態対処法」という。)と相まって、国全体として万全の態勢を整備民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事
命、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経済により、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民のらの事項に関し、国、地方公共団体等の責務、国民の協力、住民のいか、身体及び財産を保護し、並びに武力攻撃の国民生活及び国民経	なりない。 なりない。 ないでは、
第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生(目的)現 行	第一条 この法律は、武力攻撃事態等において武力攻撃及び合衆国軍(目的) 改 正 案

並びに第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。(第四号を除く。)及び第八号ロ⑴、第九条第一項、第十条第一項意義は、それぞれ事態対処法第一条、第二条第一号から第七号まで一

2 [略]

3 ようにするための措置(第六号に掲げる措置にあっては、 及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となる ため、又は武力攻撃及び合衆国軍隊等防護事態武力攻撃が国民生活 軍 に 共 針 ものを含む。 方針が廃止された後これらの者が法律の規定に基づいて実施する 隊等防護事態武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護する 基づいて実施する次に掲げる措置その他の武力攻撃及び合衆国 団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法 が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、 この法律において「国民の保護のための措置」とは、 をいう。 対処基本方 対処基本 律の規定 地方公

一~六 [略]

負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害を隊等防護事態武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は4 この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃又は合衆国軍

(武力攻撃等の状況等の公表)

いう。

攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに住民の避難に関する措置、避難第二十三条が策本部長は、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力

び第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。で(第三号及び第四号を除く。)、第九条第一項、第十条第

反

2 [略]

3

を含む。)をいう。

-----に 略]

その他の人的又は物的災害をいう。は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出4。この法律において「武力攻撃災害」とは、武力攻撃により直接又

(武力攻撃等の状況等の公表)

住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置その他の第二十三条対策本部長は、武力攻撃及び武力攻撃災害の状況並びに

施 住 なければならない。 の状況について、 民等の救援に関する措置その他 適時に、 かつ、 の国民の保護のため 適切な方法により、 の措置の 国民に公表 実

(基本指針)

第三十二条 [略]

基本指針に定める事項は、 次のとおりとする。

略

措置 国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護の 関する計画及び第三十六条第一 計画、第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に 次条第一項の規定による指定行政 の 事態の想定に関する事項 実 施に当たって考慮すべき武力攻撃事態及び合衆 項の規定による指定公共機関の 機関の国民の 保護に ため 関する 国 軍 · 隊 \mathcal{O}

三~七 [略]

等防

護

3 6 [略]

(啓発)

第四十三条 れ 性について国民の理解を深めるため、国民に対する啓発に努めなけ ら ばならない。 国民の生命、 政府は、武力攻撃及び合衆国軍隊等防護事態武力攻撃か 身体及び財産を保護するために実施する措置の重要

> 切な方法により、 国民の保護のための措置 国民に公表しなければならない。 の実施の状況について、適時に、 カュ つ、

> > 適

基本指針

第三十二条 略

基本指針に定める事項は、 次のとおりとする。

2

措置の実施に当たって考慮すべき武力攻撃事態の想定に関する 国民の保護に関する業務計画の作成並びに国民の保護のため 関する計画及び第三十六条第一項の規定による指定公共機関の 計 次条第一項の規定による指定行政 画 [略] 第三十四条第一項の規定による都道府県の国民の保護に 機関 の国 民 の保護に関する

事項

三~七 [略]

3 6

略

(啓発)

第四十三条 め、 するために実施する措置の重要性について国民 国民に対する啓発に努めなければならない。 政府は、 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護 の理解を深めるた

(警報の発令)

第四十四条 り、 ると認めるときは、基本指針及び対処基本方針で定めるところによ 攻撃から国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があ 警報を発令しなければならない。 対策本部長は、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力

2 前 項の警報に定める事項は、 次のとおりとする。

下略

武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃若しく 合衆国 軍隊等防 護

三 [略]

事

態武力攻撃が発生したと認められる地域

3 略

、避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置

第七十三条 略

2 3 下略

4 共 力攻撃の状況その他必要な情報の提供を行わなければならない。 運送を行うときは、 機 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公 その安全の確保のため、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武 関が第 項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民 当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対 \mathcal{O}

(武力攻撃災害への対処)

第九十七条 略

(警報の発令)

第四十四条 処基本方針で定めるところにより、 を保護するため緊急の必要があると認めるときは、基本指針及び対 対策本部長は、 武力攻撃から国民の生命、 警報を発令しなければならな 身体又は財 産

V)

2

前項の警報に定める事項は、 次のとおりとする。

略

武力攻撃が迫り、 又は現に武力攻撃が発生したと認められる地

域

3 [略] [略]

三

第七十三条 、避難住民の運送に係る内閣総理大臣等の是正措置 略

2 • 3

下略

4 供を行わなければならない。 Ļ 運送を行うときは、当該指定公共機関及び指定地方公共機関に対 共機関が第一項及び第二項の規定による指示に基づき避難住民 内閣総理大臣及び都道府県知事は、指定公共機関及び指定地方公 その安全の確保のため、 武力攻撃の状況その他必要な情報の \mathcal{O}

(武力攻撃災害へ 対処)

0)

第九十七条 略

2 ~ 6 〔略〕

7 5 産 ない。 護するとともに、 を武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武 消 防は、 その 施設及び人員を活用して、 武力攻撃災害を防除し、 国民の生命、 及び軽減しなければな 力攻撃による火災から 身体及び 財

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第百 業務計 画 場合にあつては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビ 防 規 防 生した石油コンビナート等特別防災区域(石油コンビナート等災害 「それぞれその国民の 災計 等防災本部」とあるのは 本部」とあるのは 及び石油コンビナート等防災計画」と、「石油コンビナート等防 ート等防災計画)」と、 定 兀 石 ト等特別防災区域をいう。)に係る災害への対処に関する同 止 ト等防災計画」とあるのは 同法第二十六条中 油 0) 法 条 画及び石油 画 コンビナート等防災計画」とあるのは 適用については、 (昭和五十年法律第八十四号) 第二条第二号の石油コンビナ 武力攻撃又は合衆国 (特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である コンビナート等防災計画」と、 都 保護に関する計 「石油コンビナート等防災計画」 道府県知事、 同法第二十三条第一項及び第二十四条中 同法第二十三条第二項中「石油コンビナ 「都道府県知事及び石油コンビナー 「当該市町村の国民の保護に関する計 軍 隊 等防 石油コンビナート等防災本部 護事態 画 又は国民の 「石油コンビナート等 武力攻撃に 「石油コンビナー 保護に関する とあるのは 伴って発 · ト 等 法 0

2~6 [略]

除し、及び軽減しなければならない。産を武力攻撃による火災から保護するとともに、武力攻撃災害を防っ消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財

(石油コンビナート等に係る武力攻撃災害への対処)

第百四条 と、 県知 災計 村の 計画 ナー のは 条第 区域(石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号 石油コンビナート等防災本部」と、同法第二十六条中 条第二項中 る業務計画及び石油コンビナート等防災計画)」と、同法第I は指定地方公共機関である場合にあつては、その国民の保護に関す 災害への対処に関する同法の規定の適用については、同法第二十三 第二条第二号の石油コンビナート等特別防災区域をいう。)に係る ト等防災計画」とあるのは 事及び石油コンビナート等防災本部」とする。 画と、 一又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナ 国民の保護に関する計画及び石油コンビナー 「石油コンビナート等防災本部」とあるのは 一項及び第二十四条中「石油コンビナート等防災計画」とある 「石油コンビナート等防災計画 武力攻撃に伴って発生した石油コンビナー 「石油コンビナート等防災計画」とあるのは 「石油コンビナート等防災本部」とあるの 「それぞれその国民の保護に関する (特定事業者が指定公共機関又 「都道府県知 ト等防災 「石油コンビ 等特別防 は 「当該市 「都道 計 1 二 十 = · 等 画 府

防災本部 とする

武 力攻擊原子力災害 への)対処)

第百五条 う。 ľ, 項 び 通 生 に 項 府 子 政 0 年 百 大臣 の場合にあっては、 関係周辺都道府県知事 県知事をいう。 力規制委員会、 令で定めるところにより、直ちに、その旨を内閣総理大臣及び原 場合にあっては、 同 法律第百五十六号) 0 道 市 0 護 九十二条第一 (事業所外運搬) へ放出され、 事態 法第 関 府 町 以下この条において同じ。 所在市町村長をいう。 県知事 村 並びに当該事実が発生した場所を管轄する都道府県知事及 係 周辺 長に) 武力攻撃に伴って、放射性物質又は放射線が原子力事業所 原子力防災管理者 一条第四号の原子力事業所をいう。第七項において同じ。) ,及び関係周辺都道府県知事は、 市 一号において同じ。)は、 通報し 町 所在都道府県知事 以下この 村長をいう。) (同条第二号の事業所外運搬をいう。 当該運搬に使用する容器外。 又は放出されるおそれがあると認めるときは、 内閣総理大臣、 第九条第一 なければならない。 (同条第二項の関係周辺都道府県知事を 第三項及び第四項において同じ。 条において同じ。)、 (原子力災害対策特別措置法 に 項の原子力防災管理者をいう。 にその旨を通報するものとする。 (事業所外運搬に係る事実の発 (同法第七条第二項の所在都道 原子力規制委員会及び国土交 武力攻撃又は合衆国軍隊等 この場合におい 関係周辺市町村長(同 第七項において同 所在市町村長 以下同じ。 (平成十一 て、 所在 並 (同 第 1 び

力攻撃原子力災害への 対処)

第百五条 ない。 第二項 その 知事 臣 項及び第四項において同じ。)並びに関係周辺都道府県知事 知事 事業所外運搬をいう。 をいう。 場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に)通報しなけ に おいて同じ。)、 ちに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府 れるおそれがあると認めるときは、 使用する容器外。 物質又は放射線が原子力事業所 百九十二条第二号において同じ。) 年法律第百五十六号) (事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、 原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事実が発生し すは、 旨 (同法第七条第二項の所在都道府県知事をいう。以下この条に この場合におい の関係周辺都道府県知事をいう。以下この条において同じ。 を通報するものとする 関係周辺 第七項において同じ。) 原子力防災管理者 所在市町村長 第七項において同じ。)へ放出され、 市町村長 以下同じ。)の場合にあっては、 第九条第一 て、 所在都道府県 (同項の関係周辺市町村長をいう。 (原子力災害対策特別措置法 (同項の所在市町村長をいう。 (同法第二条第四号の原子力事業所 外 項の原子力防災管理者をいう。 は、 政令で定めるところにより、 (事業所外運搬 知 武力攻撃に伴って、 発みび 関 係 同 周 又は放出 当該運搬に 内閣総理 条第 辺 (平成 ればなら 都道府県 放射 同 号 大 直 \dot{O} 第

2 6

2

5

6

略

略

7 険 所 \mathcal{O} 公示をしなければならない が生ずるおそれがあると認めるときは、 外へ放出されることにより、 防 規定による報告があった場合において、 対策本部長は、 護事態武力攻撃に伴って放射性物質又は放射線が原子力事業 第二項 (第四項において準用する場合を含む。 人の生命、 身体又は財産に対する危 武力攻撃又は合衆国軍隊 直ちに、 次に掲げる事項

0)

策実施区域」という。 策」という。)を実施すべき区域 0 事業所外へ放出される放射性物質又は放射線による被害 大を防止するための応急の対策 条において「武力攻撃原子力災害」という。)の発生又はその 武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻撃に伴って原子力 (以下この条において「応急対 (以下この条において 「応急対 (以下こ

[略]

(放射性物質等による汚染の拡大の防止)

第百七条 す 0 認 するサリン等をいう。)若しくはこれと同等以上の毒性を有すると 攻撃に伴って放射性物質、 る法律 [害の防止に関する法律 (平成七年法律第七十八号) 第二条に規定 開 められる化学物質、 発 生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約等の 内閣総理大臣は、 (昭和五十七年法律第六十一号) 生物剤 武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力 放射線、 (細菌兵器 サリン等 第一 (生物兵器) 一条第一 (サリン等による人身 項に規定する 及び毒素兵器 実施に関

> 7 は、 命、 物質又は放射線が原子力事業所外へ放出されることにより、人の生 \mathcal{O} 規定による報告があった場合において、 対策本部長は、 身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがあると認めるとき 直ちに、 次に掲げる事項の公示をしなければならない。 第二項 (第四項において準用する場合を含む。 一武力攻撃に伴って放射 性

下この条において 下この条において「応急対策」という。 という。)の発生又はその拡大を防止するための応急の対策 は 放射線による被害(以下この条において「武力攻撃原子力災害 武力攻撃に伴って原子力事業所外へ放出される放射性物質又 「応急対策実施区域」という。))を実施すべき区域 议 议

二 • 三 略

8 15 略

第百七条 兵器 れと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、 サリン等(サリン等による人身被害の防止に関する法律 廃棄に関する条約等の実施に関する法律 法律第七十八号)第二条に規定するサリン等をいう。)若しくはこ 号) (放射性物質等による汚染の拡大の防止) (生物兵器) 第二条第一項に規定する生物剤をいう。 内閣総理大臣は、 及び毒素兵器の開発、 武力攻撃に伴って放射性物質、 生産及び貯蔵の禁止並び (昭和五十七年法律第六十 若しくは毒素 生物剤 (平成七 細 線

他 ると認めるときは、併せて被災者の救難及び救助 防 汚染の発生の原因となる物の撤去、汚染の除去その他汚染の拡大を が 又 ことにより、 いて、 心要な措置を講じさせなければならない。 止するため必要な措置を講じさせなければならない。この場合に あると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、 (は危険物質等による汚染 (以下単に 物剤をいう。) 若しくは毒素(同条第二項に規定する毒素をいう。) 国民の生命、 人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれ 身体又は財産を保護するため緊急の必要があ 「汚染」という。)が生じた に関する措置その

2 · 3 〔略

、感染症等の指定等の特例

又は合 百二十一 る。 影 定 場合において、当該疾病について、 感 医 かわらず、当該疾病を同項の指定感染症として指定することができ 項 響を与えるおそれがあると認めるときは、 染症をいう。)を除く。 |療に関する法律 (平成十年法律第百十四号) 第六条第二項の一類 性の疾病(一類感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する の全部又は一部を準用しなければ国民の生命及び健康に重大な この場合における同法第七条の規定の適用については、 及び第 衆国軍隊等防護事態武力攻撃に伴って既に知られている感 条 一項中 厚生労働大臣は、 「政令で定める期間」 が発生し、 武力攻撃事態等において、 同法第三章から第七章までの規 」とあるのは 又は発生するおそれがある 同条第八項の規定にか 「厚生労働 武力攻撃 同条第 大臣

は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被拡財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、併せて被放者の救難及び救助に関する措置その他必要な措置を講じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又じさせなければならない。この場合において、国民の生命、身体又下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又下単に「汚染」という。)が生じたことにより、人の生命、身体又下単に「汚染」という。)又は危険物質等による汚染(以条第二項に規定する毒素をいう。)又は危険物質等による汚染(以

2·3 [略]

、感染症等の指定等の特例

第 とあ 定の きは、 防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第 に伴って既に知られている感染性の疾病 百二十一条 症として指定することができる。この場合における同法第七条の 民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めると 第三章から第七章までの規定の全部又は一部を準用しなけ 又は発生するおそれがある場合において、 十四号) 第六条第二項の一 いるのは 適用については、同条第一項及び第二項中「政令で定める期間 同 条第八項の規定にかかわらず、 「厚生労働大臣の定める期間」と、 厚生労働大臣は、 類感染症をいう。)を除く。)が発生し、 武力攻撃事態等において、 当該疾病を同項の指定感染 当該疾病について、 類感染症 同条第 一項中 (感染症の 武力攻 ń ば 同

項 二十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定めた疾病」と、 力 \mathcal{O} あ 0 により」とする。 るのは の政令により」とあるのは 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第百 定める期間」と、 前 定める期間」 項の政令で定められた期間」とあるのは 「厚生労働大臣の定めるところにより」と、 と 同条第一項中 「当該政令で定められた疾病」とあるのは 「前項の厚生労働大臣の定めるところ 「政令で定めるところにより」と 「前項の厚生労働大臣 同条第二項 同 武 中

2

厚 該 れ 体 軍 ることができる る場合において、 四章 |該感染症の潜伏期間を考慮して、同条第一項の停留の期間を定め 生労働大臣が定めるものを適用することができる。この場合にお |疾病を感染症の種類として指定し、同法第二条の二、第二章及び があると認めるときは、同法第三十四条の規定にかかわらず、当 が国内に侵入し国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそ 第一項の新感染症を除く。)が発生し、 号 ては、同法第十六条第三項の規定にかかわらず、厚生労働大臣は 隊等防護事態武力攻撃に伴って検疫法(昭和二十六年法律第二百 厚生労働大臣は、 第一 (第三十四条の二から第四十条までを除く。) 一条の検疫感染症以外の感染性の疾病 当該疾病について、検疫を行わなければその病原 武力攻撃事態等において、 又は発生するおそれがあ 武力攻撃又は合衆国 (同法第三十四 の規定のうち 条 Ď 2

軍隊等防護事態武力攻撃に伴って感染性の疾病(予防接種法(昭和3 厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃又は合衆国

生労働大臣の定めるところにより」とする。 臣が定めた疾病」と、 のは の措置に関する法律第百二十 れた疾病」とあるのは「武力攻撃事態等における国民の保護のため により」と、 で定めるところにより」とあるのは「厚生労働大臣 「前項の厚生労働大臣の定める期間」と、 同条第二項中「前項の政令で定められた期間」とある 「同項の政令により」とあるのは 一条第 一項の規定により厚生労働大 「当該政令で定めら の定めるところ 「前項の 厚

同条第一 かかわらず、厚生労働大臣は、 ことができる。この場合においては、同法第十六条第三項の規定に 四条の規定にかかわらず、 康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときは、同法第三十 染性の疾病 疫法 までを除く。)の規定のうち厚生労働大臣が定めるものを適用する 同法第二条の二、第二章及び第四章(第三十四条の二から第四十条 検疫を行わなければその病原体が国内に侵入し国民の生命及び健 生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病につい 厚生労働大臣は、 (昭和二十六年法律第二百一号) 第二条の検疫感染症以外の 項の停留の期間を定めることができる。 (同法第三十四条の二第一項の新感染症を除く。) 武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って検 当該疾病を感染症の種類として指定し、 当該感染症の潜伏期間 を考慮して が 感

染性の疾病(予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第二条第一厚生労働大臣は、武力攻撃事態等において、武力攻撃に伴って感

3

病として指定することができる。

古、同条第二項第十二号の規定にかかわらず、当該疾病をA類疾きは、同条第二項第十二号の規定にかかわらず、当該疾病をA類疾が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その発生及びおいて「A類疾病」という。)及び同条第三項のB類疾病(以下この項に二十三年法律第六十八号)第二条第二項のA類疾病(以下この項に

(準用)

第百八十三条 字句は、 十条、 第百五十六条まで並びに第七章(第百六十一条第一項を除く。)の 第百四十三条、 及び第七十三条第一項を除く。)、第三章 三条を除く。)、第四章、 く。)、第四十二条、第二章 及び第三節 覚定は、 場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる 第十一条、第十六条、第二十一条及び第二十二条を除く。 緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす (第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除 第七条、 第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条から 第八条及び第九条第一項、 第五章第二 (第五十六条、 一節及び第三節、 (第八十八条及び第九十 第六十条、第六十八条 第一章第一 第百四十一条、 節 (第

かかわらず、当該疾病をA類疾病として指定することができる。種を行う必要があると認めるときは、同条第二項第十二号の規定にある場合において、その発生及びまん延を予防するため特に予防接局条第三項のB類疾病を除く。)が発生し、又は発生するおそれが二項のA類疾病(以下この項において「A類疾病」という。)及び

準用)

第百八十三条 規定は、 字句 る。 第百五十六条まで並びに第七章(第百六十一条第一項を除く。)の 第百四十三条、 三条を除く。)、第四章、 \mathcal{O} 及び第七十三条第一項を除く。)、第三章 及び第三節 十条、第十一条、第十六条、 く。)、第四十二条、 場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる は、 緊急対処事態及び緊急対処保護措置について準用する。 それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとす (第二十四条並びに第二十九条第四項及び第七項を除 第七条、 第百四十四条、第百四十七条及び第百五十一条か 第二章(第五十六条、第六十条、第六十八条 第八条及び第九条第一項、 第五章第二節及び第三節、 第二十一条及び第二十二条を除く。 (第八十八条及び第九 第一章第二節 第百四十一条

略
[略]
[略]

る。

略

略

略

[略]	条
[略]	
[略]	
略]	条
[略]	
[略]	

○武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律(平成十六年法律第百十三 号) 〔抄〕 (第四条関係) (傍線部分は改正部分)

一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるれ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ(定義)	一 武力攻撃事態等 武力攻撃事態等における我が国の平和と独れ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ(定義)
立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的とする。が国が実施する措置について定めることにより、我が国の平和と独つ効果的に実施されるための措置その他のこれらの行動に伴い我立危機武力攻撃を排除するために必要な外国軍隊の行動が円滑か	の確保に資することを目的とする。て定めることにより、我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の措置その他のこれらの行動に伴い我が国が実施する措置についアメリカ合衆国の軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるため
態等又は存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃又は存軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、武力攻撃事」との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」とい第一条 この法律は、武力攻撃事態等において日本国とアメリカ合衆	協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要なの軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置、自衛隊という。)に従って武力攻撃を排除するために必要なアメリカ合衆国衆国との間の相互協力及び安全保障条約(以下「日米安保条約」と「一年)
(17)の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等	(17) 我が国が実施する措置に関する法律 我が国が実施する措置に関する法律 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い
現	改正案

武力攻撃事態等をいう。 律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第一条に規定する立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法

二·三 [略]

合衆国軍隊等防護事態をいう。四の合衆国軍隊等防護事態の事態対処法第二条第三号に規定する

①に規定する合衆国軍隊等防護事態武力攻撃をいう。 五 合衆国軍隊等防護事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ロ

施しているアメリカ合衆国の軍隊をいう。衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要な行動を実武力攻撃を排除するために必要な行動又は自衛隊と協力して合六。合衆国軍隊(武力攻撃事態等において、日米安保条約に従って

[削る]

七 保条約に従って武 効果的に実施されるための措置その他の合衆国軍隊の 撃を排除するために必要な行動をいう。 ものに限る。) 及び同号に規定する合衆国軍隊等防護事態武力攻 《撃が発生した事態以外の (前号に規定する武力攻撃を排除するために必要な行動 動関連措置 力攻撃を排除するために必要な準備の 武力攻撃事態等において、 武力攻撃事態等にあっては 以下同じ。 合衆国軍隊の行動 が円滑かつ 行動に伴 ための 日米安 (武力

第一条に規定する武力攻撃事態等をいう。律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法

一・三 [略]

兀

って武力攻撃を排除するために必要な行動を実施しているアメ六 特定合衆国軍隊 武力攻撃事態等において、日米安保条約に従

リカ合衆国の軍隊をいう。

をいう。要な行動を実施している外国の軍隊(特定合衆国軍隊を除く。)要な行動を実施している外国の軍隊(特定合衆国軍隊を除く。)と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必外国軍隊(武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊

七

定する指定行政機関をいう。以下同じ。)が実施するものをいう。 九条第一項に規定する対処基本方針をいう。以下同じ。)に基づ い我が国が実施する措置であって、対処基本方針(事態対処法第 前る 自衛隊その他の指定行政機関(事態対処法第二条第五号に規

[削る]

(政府の責務)

第三条 連措置を実施し、 政府は、武力攻撃事態等においては、 我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確 的確かつ迅速に行動関

(行動関連措置の基本原則)

保に努めるものとする。

が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の特定合衆 規定する行動(武力攻撃が発生した事態以外の武力攻撃事態等 国軍隊の行動に伴 必要な準備のための同号に規定する行動)をいう にあっては、 武力攻撃事態等において、 日米安保条約に従って武力攻撃を排除するために い我が国が実施する措置 特定合衆国軍隊の行動 以下同じ。 (第六号に

口 軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置 めに必要な準備のための同号に規定する行動) 撃事態等にあっては、 (前号に規定する行動 (武力攻撃が発生した事態以外の武力攻 武 力攻撃事態等又は存立危機事態において が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国 自衛隊と協力して武力攻撃を排除するた をいう。 外国軍隊の 行動

(政府の責務)

第三条 び かつ迅速に行動関連措置を実施し、我が国の平和と独立並びに国 国民の安全の確保に努めるものとする。 政府は、 武力攻撃事態等及び存立危機事態においては、 的 及

(行動関連措置の基本原則

断される限度を超えるものであってはならない。撃を排除する目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判第四条 行動関連措置は、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻

(地方公共団体及び事業者の責務)

とする。
に関し協力を要請されたときは、その要請に応じるよう努めるもの第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から行動関連措置

(合衆国政府との連絡)

〔削る〕 [略]

(情報の提供)

ものとする。
行動関連措置の実施状況について、必要な情報の提供を適切に行う
隊の行動に係る地域その他の合衆国軍隊の行動に関する状況及び第七条 政府は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、合衆国軍

| 目的の範囲内において、事態に応じ合理的に必要と判断される限度| 第四条 行動関連措置は、武力攻撃及び存立危機武力攻撃を排除する

(地方公共団体及び事業者の責務)

を超えるものであってはならない。

に応じるよう努めるものとする。 等において行動関連措置に関し協力を要請されたときは、その要請第五条 地方公共団体及び事業者は、指定行政機関から武力攻撃事態

(合衆国政府等との連絡)

第六条 [略]

等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態2 前項に規定するもののほか、政府は、第三条の責務を果たすため、

(情報の提供)

絡を保つよう努めるものとする。

な情報の提供を適切に行うものとする。等の行動に関する状況及び行動関連措置の実施状況について、必要衆国軍隊等の行動」という。)に係る地域その他の特定合衆国軍隊の行動又は外国軍隊の行動(以下「特定合第七条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態においては、国民第七条 政府は、武力攻撃事態等又は存立危機事態においては、国民

(地方公共団体との連絡調整)

(合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 ľ, 隊法 るものとする。 はした旨の連絡を受けたときは、これらの規定の例に準じて通知す しくは第二項又は第百十五条の十六第一項に規定する行為をし、又 よる防衛出動命令があった場合に限る。第十四条第一項において同 (昭和二十九年法律第百六十五号) 第七十六条第一項の規定に において、 防衛大臣は、 合衆国軍隊から、 武力攻撃事態又は合衆国 同法第百十五条の十一 軍隊等防護事 第一項若 態 (自衛

(自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施

第十条 〔略〕

2

3

略

4 施 空港若しくは港湾に関する業務、 提供を行う補給を除く。 定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、 設 第 の利用又は訓練に関する業務(これらの業務にそれぞれ附帯す 項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び前二項 輸送、 基地に関する業務、 修理若しくは整備 補給 宿泊、 医療、 (武器の 保管、 通信、 の規

(地方公共団体との連絡調整)

(特定合衆国軍隊の行為に係る通知)

第九条 たときは、 十五条の十六第一項に規定する行為をし、又はした旨の連絡を受け 国軍隊から、 場合に限る。 百六十五号) 第七十六条第一項の規定による防衛出動命令があっ 防衛大臣は、 これらの規定の例に準じて通知するものとする。 同法第百十五条の十一第一項若しくは第二項又は第百 第十四条第一項において同じ。)において、 武力攻擊事 態 (自衛隊法 (昭和1 二十九年法律 特定合衆

(自衛隊による行動関連措置としての物品及び役務の提供の実施

第十条 〔略〕

2 • 3

略

4 施設の利用又は訓練に関する業務(これらの業務にそれぞれ附帯す 空港若しくは港湾に関する業務、 提供を行う補給を除く。 定による自衛隊による役務の提供として行う業務は、 第一 項の規定による自衛隊に属する物品 輸送、 基地に関する業務、 修理若しくは整備、 の提供及び前っ 補給 宿泊、 医療、 (武器の 項 通 \hat{O} 信

ないものとして政令で定める武器(弾薬を含む。)の輸送、修理若我が国として輸送、修理若しくは整備又は保管をすることが適当でる業務を含む。)(輸送、修理若しくは整備又は保管にあっては、

(行動関連措置に関する指針の作成)

しくは整備又は保管を除く。)とする。

2 (略

(損失の補償)

定の例により、その損失を補償しなければならない。
けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律の規第十四条 国は、合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失を受し

 \mathcal{O}

規定の例により、

その損失を補償しなければならない。

- 規定する場所の通行 同条後段ある場所をう回するために行う自衛隊法第九十二条の二前段にあ行動に係る地域内を緊急に移動するに際して、通行に支障が一 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態において、合衆国軍隊
- より同項に規定する自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路(昭和三十五年法律第百五号)第百十四条の五第一項の規定に二 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態において、道路交通法

る業務を含む。)とする。

(行動関連措置に関する指針の作成)

2 (略)

(損失の補償)

を受けた者がある場合においては、それぞれ当該各号に定める法律第十四条 国は、特定合衆国軍隊の次の各号に掲げる行為により損失

同条後段

等の使用する車両以外の車両の道路における通行が禁止され、号)第百十四条の五第一項の規定により同項に規定する自衛隊一 武力攻撃事態において、道路交通法(昭和三十五年法律第百五

その この 他 必 施 区 百二十三号) 要 その に著し 間 おける通 \mathcal{O} 他の 号に な 場 物 を 措 に 他 件 合 物件 置 1 0 1 が お 衆 をとるためやむを得 ないときに、 物件の占有者、 支障を生ずるおそれがあり、 通 いて同じ。)により通行する場合におい 玉 行 第八十二 0 行 軍 が 破 隊 禁 の妨害となることにより合衆国軍隊の 車 損 止 両 さ 一条第 災害対策基本法 れ (合衆国軍 合衆国 又は制 所有者若しくは管理者のい 項 ない限 軍隊車 隊の使用 限され 度に 両 か 昭 の円滑な通行の 7 する車 つ、 いる区 和三十六年法 お いて行う当 警察官又は当 両 回域又は . て、 を ず 行 車 、 う。 確保に 全第二 該車 ħ 動 両 道 もが |該車 0 そ 路 以 両 実 下 \mathcal{O}

2

土 地 の使用等

第

軍隊 + 間 別 軍 障 域 排 1条約第 いう。 五条 を定め て 措 隊 内に限り、 除する上で不可欠であると認めるときは、 置法 の用に供することが適正 \mathcal{O} 合衆国軍隊の用に供するため土地又は家屋 地)を緊急に必要とする場合において、 防 て、 位 六条に基づく施設 昭 衛大臣は、 に関する協定の 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保 当 和 該土地等を使用することができる。 七年法律第百四 武 力攻 及び 実施に 〈撃事態又は合衆国 かつ合理的であり、 区 伴う土 域 [十号) 並 び 地 に の 等の 対規定に 日本国における合衆国 その告示して定めた地 その土地等を合衆国 軍 使用等に カュ 隊等防護事 (以 下 ゕ つ、 カコ 武力攻撃を わ 「土地等」 関する特 らず、 態に 期 お

> 三号) 措置をとるためやむを得ない な 物件の占有者、 支障を生ずるおそれがあり、 \mathcal{O} 同じ。)により通行する場合において、 又は制限され \mathcal{O} (特定 物件の 妨害となることにより特定合衆 いときに、 第八十二条第 合衆国 被損 てい 特定合衆国軍隊車 軍 災害対策基本法 所有者若しくは管理者のいずれもがその場に 隊 る区域又は道路 0 使 項 用 する か 限 車 つ、警察官又は当該 度に 両 両 唇をいう。 (昭和三十六年法律第1 国 0 \mathcal{O} お 円滑な通行 区 軍 車 ٧١ 隊 間 を特 て 一両その \mathcal{O} 行う当該 以下この 行 動 定合衆国 \mathcal{O} \mathcal{O} 他 確保に必 実 車 \mathcal{O} | 車両そ 一両その 施 物件が 号に に著 軍 一百二十 | 隊 お 要な の 他 ī 車 通 他 7 両

2

土地

 \mathcal{O}

使用等

第 十五条 する協 ことが 土地 十七 基づく施 国とアメリカ合衆国との 欠であると認めるときは、 要とする場合において、その土地等を特定合衆国軍 に供するため土地又は家屋 等を使用することができる。 年法律第百 定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法 適正かつ合理的であり、 設及び 防衛大臣 兀 区域並びに |十号) は、 武力攻 0) 間の その告示して定めた地域内に限り、 規定にか 日 以下 〈撃事 相互協力及び安全保障条約第六条に 本 か 国に つ、 態におい 「土地等」という。 かわらず、 お 武力攻撃を排 いける合 て、 衆国 特定合 期間を定めて、 軍 除 隊)を緊急に 隊 する上で不 衆 の用に供す 玉 地 軍隊 韶 位 に関 日 0 本 可 Ź 用

- 4·5 [略]

は、当該立木等を処分することができる。 場合において、事態に照らし移転が著しく困難であると認めるときという。)が特定合衆国軍隊の行動の実施の妨げとなると認められるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転することができる。このるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転することができる。このるときは、防衛大臣は、当該立木等を移転する場合において、当該土地の上に 1 前項の規定により土地を使用する場合において、当該土地の上に

することができる。は、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更は、防衛大臣は、その必要な限度において、当該家屋の形状を変更隊の行動の実施のためやむを得ない必要があると認められるとき第一項の規定により家屋を使用する場合において、特定合衆国軍

3

4·5 [略]

○武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律(平成十六年法律第百十四号) 抄 (第五条関係) (傍線部分は改正部分)

を排除するために必要な行動並びに国民の保護のための措置(武力	号)第二条第三項の国民の保護のための措置をいう。第十八条第一
規定する外国軍隊をいう。)が実施する自衛隊と協力して武力攻撃	国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二
る措置に関する法律(平成十六年法律第百十三号)第二条第七号に	要な行動並びに国民の保護のための措置(武力攻撃事態等における
態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施す	隊と協力して合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必
るために必要な行動及び外国軍隊(武力攻撃事態等及び存立危機事	保障条約に従って武力攻撃を排除するために必要な行動及び自衛
国との間の相互協力及び安全保障条約に従って武力攻撃を排除す	隊が実施する日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全
に応じてアメリカ合衆国の軍隊が実施する日本国とアメリカ合衆	事態等を終結させるためにその推移に応じてアメリカ合衆国の軍
止されるまでの間に武力攻撃事態等を終結させるためにその推移	に対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に武力攻撃
イ①及び②に掲げる措置並びに対処基本方針が定められてから廃	イ⑴及び⑵に掲げる措置並びに同号ロ⑴及び⑵に掲げる措置並び
2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第八号	2 この法律において「対処措置等」とは、事態対処法第二条第八号
	用語の意義による。
第十一条第一項に規定する当該用語の意義による。	同条第八号ロ①、第九条第一項及び第十一条第一項に規定する当該
一条、第二条第一号、同条第五号、同条第七号、第九条第一項及び	処法」という。)第一条、第二条第一号、同条第五号、同条第七号、
律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。)第	全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号。以下「事態対
る我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法	力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安
部長」の意義は、それぞれ武力攻撃事態等及び存立危機事態におけ	撃」、「対処基本方針」及び「対策本部長」の意義は、それぞれ武
定行政機関」、「指定公共機関」、「対処基本方針」及び「対策本	定行政機関」、「指定公共機関」、「合衆国軍隊等防護事態武力攻
第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指	第二条 この法律において「武力攻撃事態等」、「武力攻撃」、「指
(定義)	(定義)
現行	改正案

項 第一 号において同じ。)をいう。

3 7 略

、港湾施設の 利用に関する内閣総理大臣の措置

第 九 事 請 該 本部長の求めに応じ、 態武力攻撃の排除を図るため特に必要があると認めるときは、対 体若しくは財産の保護又は武力攻撃若しくは合衆国軍隊等防護 に基づく所要の利用が確保されない場合において、 所要の利用を確保すべきことを指示することができる。 内閣総理大臣 は、 特定の港湾施設について第七条第一項の要 当該特定の港湾施設の港湾管理者に対し、 国民の生命、

2 略

3 係 知した上で、 ると認めるときは、 \emptyset 武 る許 を行わせることができる。 特に必要があると認める場合であって事態に照らし 力攻撃若しくは合衆国軍 れないとき、 閣総理大臣は、 可その他の処分又は許可その 国土交通大臣を指揮し、 又は国民の生命、 第一 対策本部長の求めに応じ、 項 の指示を行ってもなお所要の利用が 隊等防護事態武力攻撃の 身体若しくは財産 他 当該特定の港湾施設の の処分の変更若し 当該港湾管理者に通 の保護若しくは 排除を図るた 緊急を要す 利用に は 取消 確保

> う。第十八条第 六年法律第百十二号) 攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 一項第一号において同じ。)をいう。 第二条第三項 の国民の保護のため の措置を (平成

3 { 7 略

第九条 することができる。 施設の港湾管理者に対し、 があると認めるときは、 身体若しくは財産の保護又は武力攻撃の排除を図るため特に必要 請に基づく所要の利用が確保されない場合において、 、港湾施設の利用に関する内閣総理大臣の措置) 内閣総理大臣は、 特定の港湾施設について第七条第一 対策本部長の求めに応じ、当該特定の港湾 当該所要の利用を確保すべきことを指示 国民の生 項 $\widehat{\mathcal{O}}$ 命

略

2

3

じ、 処分の変更若しくは取消しを行わせることができる。 特定の港湾施設 事態に照らし緊急を要すると認めるときは、 武 されないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護若しくは 力攻撃の排除を図るため特に必要があると認める場合であっ 内 当該港湾管理者に通知した上で、国土交通大臣を指揮し、 . 閣総理大臣は、 の利用に係る許可その他の処分又は許可その 第一項の指示を行ってもなお所 対策本部長の求めに応 要の利用が 当該 他

4

4

略

略

、電波の利用 調整

第十八条 特定のものを、 を講ずることができる。 総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置 兀 に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、 に優先させるため特に必要があると認めるときは、 以下この条において同じ。)が行う第一号に掲げる無線通信のうち 昭 条の二第 和二十九年法律第百六十五号) 第百十二条第三項の規定による 総務大臣は、無線局 一項の規定により付した免許の条件の変更、 他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通信 (電波法第二条第五号の無線局をいう。 電波の利用指針 電波法第百 自衛隊法

.同号ロ⑴若しくは⑵に掲げる措置又は国民の保護のための措 態対処法第二条第八号イ⑴若しくは⑵に掲げる措置若しく

[略]

|を実施するために必要な無線通信

2 { 4 下略

(電波の利用調 整

十八条 を講ずることができる。 総務大臣の定めの変更その他当該無線局の運用に関し必要な措置 四条の二第一項の規定により付した免許の条件の変更、 に基づき、当該特定の無線通信を行う無線局について、電波法第百 に優先させるため特に必要があると認めるときは、電波の利用指針 特定のものを、 以下この条において同じ。)が行う第一号に掲げる無線通信のうち (昭和二十九年法律第百六十五号)第百十二条第三項の規定による 総務大臣は、 他の無線局が行う同号又は第二号に掲げる無線通 無線局(電波法第二条第五号の無線局をい 自衛隊法 信

民の保護のための措置を実施するために必要な無線通信 事態対処法第二条第八号イ⑴若しくは⑵に掲げる措置又は

略

2 \ 4

略

○武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律(平成十六年法律第百十六号) 〔抄〕 (第六条関係)

(傍線部分は改正部分)

	する。
	平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資することを目的と
を目的とする。	る外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって我が国の
我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に資すること	隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省に設置す
に設置する外国軍用品審判所における審判の手続等を定め、もって	第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部
衛隊の部隊が実施する停船検査及び回航措置の手続並びに防衛省	輸送を規制するため、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)
六十五号) 第七十六条第一項の規定により出動を命ぜられた海上自	排他的経済水域を含む。以下同じ。)における外国軍用品等の海上
品等の海上輸送を規制するため、自衛隊法(昭和二十九年法律第百	海又は我が国周辺の公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する
に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。)に際して、外国軍用	る合衆国軍隊等防護事態をいう。以下同じ。)に際して、我が国領
武力攻撃事態をいう。以下同じ。)及び存立危機事態(同条第四号	う。以下同じ。)及び合衆国軍隊等防護事態(同条第三号に規定す
関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二条第二号に規定する	五年法律第七十九号)第二条第二号に規定する武力攻撃事態をい
態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に	の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十
第一条 この法律は、武力攻撃事態(武力攻撃事態等及び存立危機事	第一条 この法律は、武力攻撃事態(武力攻撃事態等における我が国
(目的)	(目的)
輸送の規制に関する法律	等の海上輸送の規制に関する法律
攻撃事態	武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における外国軍用品
現行	改正案

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

これに類する組織をいう。 隊等防護事態武力攻撃をいう。) を行っている外国の軍隊その他 る武力攻撃をいう。 護事 .国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第一号に規定す 外国軍隊等 武力攻撃 態武力攻撃 (武力攻撃事態等における我が国の平和と独立 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態に 第十六条において同じ。)又は合衆国軍隊等 (同法第 |条第八号ロ||に規定する合衆国軍 並び お V

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

他これに類する組織をいう。 外国軍隊等 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我国の軍隊その 攻撃をいう。次号において同じ。)を行っている外国の軍隊その に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。)又は存立 に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。)又は存立 に規定する武力攻撃をいう。第十六条において同じ。)又は存立 に規定する武力攻撃をいう。 第十六条において同じ。)又は存立 他これに類する組織をいう。

隊等が所在する我が国の領域又は我が国周辺の公海 の公海上の地域を仕向地とするものをいう。 る存立危機武力攻撃を受けている外国の領域又は当該外国周 令で指定するものに限る。)で、武力攻撃事態においては外国 とするもの及び次のリからヲまでのいずれかに掲げる物品 で指定するものに限る。)で外国軍隊等が所在する地域を仕向地 外国軍用品 する国際連合条約に規定する排他 上の地域を、 次のイからチまでのいずれかに掲げる物品 存立危機事態においては外国軍隊等が所在す 的 経 済 水域を含む。 (海洋法に 以下同 (政 政

む。)又は対人地雷搬の用に供されるミサイルその他のこれらの運搬手段を含水の手に供されるミサイルその他のこれらの運搬手段を含れ、核兵器、化学兵器、生物兵器若しくは毒素兵器(これらの運

イ

略

口 略

= 略 略

略

ホ

略

1 略

IJ 略 略

チ

ヌ 略

ル 略

ヲ [略]

三~八 下略

(海上自衛隊の部隊による措置)

第四 衛隊 規定により出動を命ぜられた海上自衛隊の部隊に、 る必要があると認めるときは、 又は我が国周辺の公海において外国軍用品等の海上輸送を規制す 条 の全部又は一 防衛大臣は、 部に出動が命ぜられた場合において、 自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自 内閣総理大臣の承認を得て、 第四章の規定に 我が国領海 同項の

> 口 銃 砲

銃砲弾又は軍用の爆発物 (イに掲げるものを除く。

= 軍用の 武器 (イからハまでに掲げるものを除く。)

軍用 の航空機、 ロケット、 船舶又は車両(イに掲げるもの

ホ

除く。

イからへまでに掲げるものの部分品又は附 軍用の通信機器又は電子機器

[属品

チ 軍用の火薬類 (爆発物を除く。 又は軍

IJ 装甲板、 軍用ヘルメット、防弾衣その他軍用の装備品 用の燃料

7

ガ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙

らトまでに掲げるものを除く。)

ヌ 用いられる装置又はその部分品若しくは附属品 航空機、 ロケット、 船舶若しくは車両の修理若しくは整備に

ル 航空機、 ロケット、 船舶又は自動車の燃料(チに掲げるもの

を除く。)、 潤滑油又は作動油

食糧(外国軍隊等に仕向けられたものに限る。

[略]

ヲ

(海上自衛隊の部隊による措置)

第四条 いて外国軍用品等の海上輸送を規制する必要があると認めるとき うことについて当該外国の同意がある場合に限る。 海 衛隊の全部又は 外国の領海 防衛大臣は、 (海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行 部に出動が命ぜられた場合において、 自衛隊法第七十六条第一項の規定により海上自)又は公海にお 我が 国 領

よる措置を命ずることができる。

2

略

(停船検査)

第十六条 いる場合は、 検査を行うことができる。ただし、 めるところにより、 事態において、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送 していることを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定 艦長等は、武力攻撃が発生した事態又は合衆国軍隊等防護 この限りでない。 当該実施区域において、当該船舶について停船 当該船舶が軍艦等に警護されて

抑 留対象者の取扱い)

第三十八条 留対象者をいう。)がある場合におけるその取扱いについては、 する法律 攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における捕虜等の取扱いに関 (平成十六年法律第百十七号) 第三条第六号に規定する抑 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者 (武力 同

法

の定めるところによる

第五十八条 たときは、 審決をした後、武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態が終結し 遅滞なく、審決をもってこれを取り消さなければならな 外国軍用品審判所は、第五十二条第二 一項から第四項まで

> は、 た海上自衛隊の部隊に、 内閣総理大臣の承認を得て、 同章の規定による措置を命ずることができ 同項の規定により出 動を命ぜられ

る

略

2

(停船検査)

第十六条 は、この限りでない。 うことができる。 ろにより、当該実施区域において、当該船舶について停船検査を行 ことを疑うに足りる相当な理由があるときは、この節の定めるとこ いて、実施区域を航行している船舶が外国軍用品等を輸送している 艦長等は、武力攻撃が発生した事態又は存立危機事態にお ただし、 当該船舶が軍艦等に警護されている場合

(抑留対象者の取扱い)

第三十八条 るところによる。 をいう。)がある場合におけるその取扱いについては、 攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律 (平成十六年法律第百十七号)第三条第六号に規定する抑留対象者 停船検査を行う船舶又は回航船舶内に抑留対象者 同法の定め (武力

第五十八条 は、 の審決をした後、 遅滞なく、 外国軍用品審判所は、第五十二条第二項から第四項まで 審決をもってこれを取り消さなければならない。 武力攻撃事態又は存立危機事態が終結したとき

V)
0

○武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成十六年法律第百十七号) 抄 (第七条関係)

(傍線部分は改正部分)

紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道的な待遇をという。)の取扱いに当たっては、第三条約その他の国際的な武力定により拘束され又は抑留された者(以下この条において「捕虜等」(基本原則)	際的な武力紛争において適用される国際人道法に基づき、常に人道「捕虜等」という。)の取扱いに当たっては、第三条約その他の国法律の規定により拘束され又は抑留された者(以下この条において第二条 国は、武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態においてこの(基本原則)
(目的)	(目的)
する法律 武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関	扱いに関する法律武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における捕虜等の取
現	改 正 案

らない。を尊重し、これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければな的な待遇を確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉

2 [略]

攻撃に対する報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力

(定義

れ当該各号に定めるところによる。 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

十九号。以下この条において「事態対処法」という。)第二条第に国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七一 武力攻撃 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並び

二〔略〕

号に規定する武力攻撃をいう。

- ①に規定する合衆国軍隊等防護事態武力攻撃をいう。四合衆国軍隊等防護事態武力攻撃 事態対処法第二条第八号ロ
- て、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を行っている五 敵国軍隊等 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態におい
- 六 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人

国

[の軍隊その他これに類する組織をいう。

これらに対する侵害又は危難から常に保護しなければならない。確保するとともに、捕虜等の生命、身体、健康及び名誉を尊重し、

2 [略]

報復として、いかなる不利益をも与えてはならない。 3 何人も、捕虜等に対し、武力攻撃又は存立危機武力攻撃に対する

(定義)

れ当該各号に定めるところによる。 第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞ

いう。)第二条第一号に規定する武力攻撃をいう。成十五年法律第七十九号。以下この条において「事態対処法」との平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平一武力攻撃 武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国

二 〔略〕

- 事態をいう。
 四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機
- 類する組織をいう。
 撃又は存立危機武力攻撃を行っている外国の軍隊その他これに
 玉 敵国軍隊等 武力攻撃事態又は存立危機事態において、武力攻
- 六 抑留対象者 次のイからルまでのいずれかに該当する外国人

をいう。

イ・ロ [略]

又は合衆国軍隊等防護 軍用品等」という。)を輸送しているものの乗組員(武力攻撃 等の海上輸送の規制に関する法律 武力攻撃事態及び合衆国軍隊等防護事態における外国軍用 を除く。)であって敵国軍隊等の軍艦等に警護されるもの又は 非 を有する者に限る。 商業的目的のみに使用されるもの 第 舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶であって 一条第三号に規定する外国軍用品等 事 態武力攻撃を行っている外国の国籍 (平成十六年法律第百十六 (以下「軍艦等」という。) (ニにおいて 、「外国

ている外国の国籍を有するものに限る。) であって、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を行っいるものの乗組員(同条約第三十二条(4)に規定する運航乗組員にあって、武力攻撃又は合衆国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航ー 国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であって敵

ホ 〔略〕

のうち、ホに掲げる者と同一の任務に当たるものの篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員軍隊等防護事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他へ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は合衆国

下略

をいう。

イ・ロ [略]

機武力攻撃を行っている外国の国籍を有する者に限る。) 能武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上計高業的目的のみに使用されるもの(以下「軍艦等」という。) を輸送しているものの乗組員(武力攻撃) を輸送しているものの乗組員(武力攻撃) を削に関する法律(平成十六年法律第百十六号)第二条計 という。) を輸送している外国の国籍を有する者に限る。)

国の国籍を有するものに限る。) 員であって、武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行っている外空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送して空機をいう。)に警護されるもの又は外国軍用品等を輸送して国軍用航空機(敵国軍隊等に属し、かつ、その軍用に供する航国際民間航空条約第三条に規定する民間航空機であって敵

ホ [略]

掲げる者と同一の任務に当たるもの体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、ホに機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は存立危い。

1

=

のうち、トに掲げる者と同一の任務に当たるものの篤志救済団体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員軍隊等防護事態武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は合衆国

リ〜ル [略]

七~二十 〔略〕

(拘束措置)

第四条 状 が うに足りる相 生した事態又は合衆国軍隊等防護事態において、 自 できる。 衛隊の自衛官 周囲の状況その他の事情に照らし、 自衛隊法第七十六条第一 当 の理由がある者があるときは、これを拘束すること (以 下 「出動自衛官」という。)は、 項の規定により出動を命ぜられた 抑留対象者に該当すると疑 服装、 武力攻撃が発 所持品の形

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 [略]

の行動を円滑かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときには合衆国軍隊等防護事態武力攻撃を排除するために必要な自衛隊せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければは、限る。)に該当する旨の抑留資格認定をする場合においては、併2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜

掲げる者と同一の任務に当たるもの体で当該外国の政府が正当に認めたものの職員のうち、トに機武力攻撃を行っている外国の赤十字社その他の篤志救済団チ 第一条約第二十六条第一項に規定する武力攻撃又は存立危

リ〜ル [略]

七~二十 [略]

(拘束措置)

第四条 る相当 る。 の状況その他の事情に照らし、抑留対象者に該当すると疑うに足り 生した事態又は存立危機事態において、 自衛隊の自衛官 自衛隊法第七十六条第一項の規定により出動を命ぜら 0 理由がある者があるときは、 (以下「出動自衛官」という。) は、 これを拘束することができ 服装、 所持品の形状、 武力攻撃が 周 n 用 発

(抑留資格認定に係る処分)

第十六条 [略]

かつ効果的に実施するため特に必要と認めるときに限るものとし、は存立危機武力攻撃を排除するために必要な自衛隊の行動を円滑せて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければせて、当該被拘束者を抑留する必要性についての判定をしなければない。この場合において、当該被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜2 抑留資格認定官は、被拘束者が抑留対象者(軍隊等非構成員捕虜

防衛大臣の承認を得なければならない。
限るものとし、抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、

3~5 [略]

(懲戒処分)

たときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。いう。以下同じ。)は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をし第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であって政令で定める者を自衛官(防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第十五条第四十八条 懲戒権者(捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部)

·二 [略]

力攻撃に資する行為を行うこと。信を試みることその他の武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武三に書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通

四〔略

(面会の停止等)

の規定による面会の制限又は停止を命ずることができる。 虜収容所長に対し、期間及び捕虜収容所の施設を指定して、前二条 係る状況に照らし、我が国の防衛上特段の必要がある場合には、捕 展開その他の武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態への対処に 要を排除するために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の 第八十二条 防衛大臣は、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態武力攻

> 認を得なければならない。 抑留資格認定官は、あらかじめ、その判定について、防衛大臣の

承

3~5 [略]

(懲戒処分)

たときは、当該被収容者に対し、懲戒処分を行うことができる。いう。以下同じ。)は、被収容者が次の各号のいずれかの行為をし第一項に規定する幹部自衛官をいう。)であって政令で定める者を第四十八条 懲戒権者(捕虜収容所長又は捕虜収容所に勤務する幹部

一·二 [略]

る行為を行うこと。 信を試みることその他の武力攻撃又は存立危機武力攻撃に資すに 信書の発信その他の方法により我が国の防衛上支障のある通

四〔略〕

(面会の停止等)

第八十二条 及び捕り 又は停止を命ずることができる。 国の防衛上特段の 武力攻撃事態又は存立危機事態への対処に係る状況に照らし、 ために必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他 虜収容所の 防衛大臣は、 施設を指定して、前二条の規定による面会の 必要がある場合には、 武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除 捕虜収容所長に対し、 我が 期 する 制 限 艒

2

下略

、基準の作成

第 百三十七条 護事態における捕虜、衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を に際して、 遅滞なく、次に掲げる武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防 防衛大臣は、武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態

<u>\</u> [略]

作成するものとする。

- 2 する。 速やかに、 段、送還時に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に 必要な基準 しを行うべき地 防衛大臣は、 送還令書を発付すべき被収容者の順序、 (以下「終了時送還基準」という。) を作成するものと 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態の終了後、 (以 下 「送還地」という。)、 送還地までの交通手 被収容者の引渡 2
- 3 を作成することができる。 態又は合衆国軍隊等防護 前 一項に規定するもののほ 事態における捕虜の送還に関する基準 か、 防衛大臣は、 次に掲げる武力攻撃

下略

4 基準 武 衆国軍隊等防護事態に際して、武力攻撃又は合衆国軍隊等防護事態 を講ずるための捕虜の引渡し 力攻撃を行っていない第三条約の締約国に対する次に掲げる措 前三項に規定するもののほか、 (以 下 「移出基準」という。 (以 下 防衛大臣は、)を作成することができる。 「移出」という。)に関する 武力攻撃事態又は合

> 2 略

(基準の

作

成

第 捕虜、 百三十七条 て、遅滞なく、 衛生要員及び宗教要員の送還に関する基準を作成するもの 防衛大臣は、 次に掲げる武力攻撃事態又は存立危機事態における 武力攻撃事態又は存立危機事態に際

する。

<u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> <u>\</u> 略

- き地 準 に携行を許可すべき携帯品の内容その他の送還の実施に必要な基 送還令書を発付すべき被収容者の順序、被収容者の引渡しを行うべ 防衛大臣は、武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後、 以下 (以 下 「終了時送還基準」という。)を作成するものとする。 「送還地」という。)、送還地までの交通手段、 速やかに
- 3 ることができる。 事 態又は存立危機事態における捕虜の送還に関する基準を作成 前二項に規定するもののほ か、 防衛大臣は、 次に掲げる武力攻

下略

4 という。) \mathcal{O} ** \ 立危機事態に際して、 引渡し 第三条約の締約国に対する次に掲げる措置を講ずるための 前三項に規定するもののほか、 (以 下 を作成することができる。 「移出」という。 武力攻撃又は存立危機武力攻撃を行ってい)に関する基準 防衛大臣は、 武力攻撃事態又は 以下 「移出基準 な

一·二 [略]

5 · 6 [略]

(重傷病捕虜等の送還)

は送還される旨の通知をしなければならない。

きは、速やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合に教要員のうち、送還対象重傷病者に該当すると認めるものがあると事態において、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗第百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護

2~6 [略]

、武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態における衛生要員及び宗

教要員の送還

その抑留令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員う。)に対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その任務を行うために入国する者(次項において「交代要員」といて、衛生要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代して捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態におい

2

一·二 [略]

5 • 6 [略]

ļ

(重傷病捕虜等の送還)

れる旨の通知をしなければならない。 やかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還さやかに、その者に対し、その旨及び送還に同意する場合には送還さやかに、捕虜収容所に収容されている捕虜、衛生要員又は宗教要員の第百三十九条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態にお

2~6 [略]

の送還)(武力攻撃事態又は存立危機事態における衛生要員及び宗教要員

条の規定による送還令書を発付するものとする。
て、抑留されている衛生要員について、速やかに、第百四十三た人数に相当する人数の衛生要員について、速やかに、第百四十三た人数に相当する人数の衛生要員の人数が衛生要員送還基準に定める人第百四十条 捕虜収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態におい

令書の発付を受ける者の人数に相当する人数の衛生要員について、対し、同項の規定により抑留令書が発付される場合には、その抑留を行うために入国する者(次項において「交代要員」という。)に要員送還基準に従い、抑留されている衛生要員と交代してその任務期慮収容所長は、武力攻撃事態又は存立危機事態において、衛生

2

るものとする。 に ついて、速やかに、 第百四十三条の規定による送還令書を発付す

3 4 [略]

(武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態の終了後の送還

第 百四十一条 略

領置武器等の帰属

第百五十九条 等防護事態の 領置武器等については、武力攻撃事態又は合衆国軍隊 終 了の時までに廃棄されていないときは、 同日に国庫

(混成医療委員の指定)

に帰属する。

第

関が推薦するもの 百六十八条 名及び外国において医師に相当する者であって指定赤十字国際機 送還対象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者 \mathcal{O} に際して、被収容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告そ (以 下 他 の措置をとるとともに第百三十七条第一項第一号に規定する 「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員一 防衛大臣は、 (以 下 「外国混成医療委員」という。) 二名を指 武力攻撃事態又は合衆国軍隊等防護事態

る。 速やかに、第百四十三条の規定による送還令書を発付するものとす

3 • 略

(武力攻撃事態又は存立危機事態の終了後の送還)

第百四十一条 略

(領置武器等の帰属

第百五十九条 態の終了の時までに廃棄されていないときは、同日に国庫に帰属 領置武器等については、武力攻撃事態又は存立危機事

(混成医療委員の指定)

る

第百六十八条 ものとする。 薦するもの 外国において医師に相当する者であって指定赤十字国際機関が 象重傷病者に該当するかどうかの認定に係る診断を行う者 措置をとるとともに第百三十七条第一項第一号に規定する送還対 て、被収容者に対する医療業務の実施に関して必要な勧告その他 「混成医療委員」という。)として、医師である自衛隊員 以下 防衛大臣は、 「外国混成医療委員」という。) 二名を指定する 武力攻撃事態又は存立危機事態に際 名及び (以下

2

略

定するものとする。

い。

「におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しな大きれている間に死亡した場合(捕虜収容所において死亡した場合を除く。) におけるその死体の埋葬及び火葬については、適用しな大号) 第四条及び第五条第一項の規定は、被拘束者がその身体を拘第百七十一条 墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十一)

(昭和二十三年法律第四十 | 第百七十一条 墓地、 埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十

所において死亡した場合を除く。) におけるその死体の埋葬及び火被拘束者がその身体を拘束されている間に死亡した場合(捕虜収容八号) 第四条及び第五条第一項の規定は、武力攻撃事態に際して、

2 [略]

葬については、適用しない。

2

[略]

- 71 -